

第3章 東京 2020 大会を通じた新しい日本の創造に向けた政府機関等の取組

「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(オリパラ基本方針)」(平成 27 年 11 月閣議決定)においては、「高齢化社会、環境・エネルギー問題その他の日本が直面し多くの先進国に共通する課題を踏まえ、大会の開催後も有用であり、次世代に誇れる有形・無形の遺産(レガシー)を全国に創出するとともに、日本が持つ力を世界に発信する」との基本的な考え方の下、大会を通じた新しい日本の創造に向けた政府機関等による取組の具体的内容として、「①大会を通じた日本の再生、②日本文化の魅力の発信、③スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現、④健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現」の4つが掲げられたところであり、政府として、この方針に沿って関連する取組を行ってきた。

- ① 大会を通じた日本の再生: 復興オリンピック・パラリンピックについては、世界の注目が日本に集まるこの機会を国全体で最大限に活かして、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信し、東日本大震災からの復興の後押しとなるような、被災地と連携した取組を行った。ホストタウンについては、必要な感染症対策を実施しつつ、大会開催時における選手等の事前合宿、事後訪問、オンライン等交流を含め、相手国・地域への理解や交流相手との絆を深める取組を行った。また、日本の技術力発信を官民一体となって行った。
- ② 日本文化の魅力の発信: 日本文化の魅力発信については、大会開催の機会を生かし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用、そして大会開催の機運醸成のため、文化プログラムや障害者芸術活動推進等の取組を行った。日本食・食文化の発信等については、参加選手向けの飲食提供、被災地産食材を活用したメニュー提供等を行ったほか、選手村ビレッジプラザ、国立競技場等で木材を多用した施設等を完成させ、日本の木の文化の魅力を PR した。
- ③ スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現: スポーツ立国の実現については、メダル獲得へ向けた競技力の向上、アンチ・ドーピング対策の体制整備、新国立競技場の整備、教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及等の取組のほか、スポーツ参画人口の拡大、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現等に向けた取組を行った。
- ④ 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現: 健康増進については、産学官の連携により、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備、スポーツ医・科学の研究成果活用等の取組を行った。受動喫煙防止については、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化した。共生社会の実現については、パラリンピックについてこれまでにない最高の環境を整えるとともに、大会を契機として、子供から大人まで、障害の有無にかかわらずお互いの尊厳を大切にしようとする共生社会の実現を目指し、心のバリアフリー化を進める取組や、ユニバーサルデザインの街づくりの取組を行った。

1 被災地の復興

(1)復興オリンピック・パラリンピック

東京 2020 大会の理念のひとつとして位置づけられていた「復興オリンピック・パラリンピック」については、大会が延期になった際もその重要性が変わることはなく、大会開催により、世界各国からアスリート、大会関係者等が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まるこの機会を国全体で最大限に生かして、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信し、東日本大震災からの復興の後押しとなるような、被災地と連携した取組を進めてきた。

平成 26(2014)年7月、このような目的の下に、組織委員会により、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)、東京都、JOC、JPC、スポーツ庁、復興庁及び内閣官房を構成員とする「被災地復興支援連絡協議会」が設置された。同時に幹事会も設置され、関係機関の取組について実務者レベルで状況の共有と連携した取組が進められてきたところ、平成 31(2019)年2月の協議会ではそれぞれの取組が改めて共有され、引き続き復興オリンピック・パラリンピックを連携して推進していくことが確認された。

平成 27(2015)年9月には、IOC に提案する追加種目案を組織委員会が決定した際に、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、政府から組織委員会に対し要望等を行い、平成 29(2017)年3月、IOC 理事会において、野球・ソフトボールの競技会場の一つとして福島あづま球場(福島県福島市)が正式に承認され、平成 30(2018)年5月には、サッカーの競技会場の一つとして宮城スタジアム(宮城県宮城郡利府町)が承認された。

平成 30(2018)年7月、関係府省庁の施策を確実に実行する観点から、内閣官房及び復興庁の連名で「復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組」を取りまとめ、公表した(令和元年7月及び令和2年8月改訂)(参考1)。

同年9月には、復興庁において、復興オリンピック・パラリンピックの実施に向けて被災3県と関係機関で連絡調整を行う「復興五輪連絡調整会議」を設置し、復興五輪に向けた取組や復興の情報発信等について意見交換を行った。

(2)被災地での競技開催

①競技場の整備・改修

競技開催の決定後、宮城スタジアムではピッチが宮城県山元町の被災農地で生産された新しい「復興芝生」に張り替えられ、福島あづま球場では天然芝が水はけのよい人工芝に張り替えられる等、競技場の整備・改修が進められた。

②競技の開催及び日本代表の活躍等

大会期間中、福島あづま球場においては、ソフトボールが開会式に先立ち令和3(2021)年7月21日及び22日に、野球が28日に、それぞれ無観客で開催された。宮城スタジアムにおいても、サッカーが6日間にわたり有観客(上限1万人)で開催され、競技

の開催により被災地に世界の注目が集まった。

両会場で開催された試合において、日本代表はいずれも勝利を収め、ソフトボール及び野球においては金メダル獲得の原動力となった。また、大会期間を通じて、被災地出身者や被災地にゆかりのある多くの選手がメダリストとなった。

なお、東日本大震災で被災後に復旧した茨城カシマスタジアムにおいても、原則無観客（一部学校連携観戦プログラムによる小中学生の観戦あり）でサッカーが開催された。

コロナ禍の下で競技が開催されたため、現地で観客と感動を共有することは困難であったが、それでも被災地での競技開催は、被災地に喜びや勇気、感動を与え、日本代表等の活躍は被災地をはじめ多くの人々の記憶に残るものとなった。復興庁アンケート（参考2）によれば、4割を超える方が被災地での競技開催の取組や日本代表の活躍等の事実を認識しており、被災地の地方公共団体へのヒアリング（参考3）では、有観客開催や被災地にゆかりのある選手の活躍が、地元住民や観戦された方々などにとって大きな財産となり、スポーツを通じた勇気や希望が与えられたなどの意見が示された。

両会場は、日本代表が勝利した記憶を想起させる場としてみなされるようになっており、今後の競技場の更なる活用が期待される。実際、福島あづま球場では、令和3（2021）年11月、ソフトボールの国内リーグ戦における決勝トーナメントが開催されたところであり、宮城スタジアムでも、WE リーグ（女子サッカープロリーグ）の公式戦が不定期に開催される予定であるほか、東京 2020 大会で金メダルを獲得した野球・ソフトボールの監督が大会後に福島あづま球場を訪れ、メダリストによる野球やソフトボールの教室を開催する意向が示されている。

③ボランティアの参画

両会場（福島あづま球場、宮城スタジアム）及び周辺、聖火リレーにおいては、各県の募集した都市ボランティア等が活動に従事した。大会運営はコロナ禍により当初の参加予定人数からの大幅な規模縮小を余儀なくされたものの、ボランティアの貢献によって支えられ、こうした人々の社会への貢献は海外の選手やメディア等からも高く評価された。

被災地の地方公共団体へのヒアリングによれば、ボランティアの人々とのこれまでの協働の実績を活かすことができた、ボランティアの人々の活動機会を増やしたい等の意見が示された。このように被災地においても、東京 2020 大会を契機として、人々の社会貢献意識がより高まり、共生社会の実現に向けた更なる取組の実施が期待される。

(3) 被災地を駆け抜ける聖火リレーの実現

① 聖火リレーの実施及び「復興の火」の展示

被災地を駆け抜ける聖火リレーの実現に向けては、政府も参画する組織委員会主催の聖火リレー検討委員会において、平成 30（2018）年4月には、被災3県の聖火リレー日数を3日間とすることやオリンピック聖火リレーに先立ち聖火を「復興の火」として被災3県で順次展示する方針が決定され、同年7月には、聖火リレーの出発地点を福島県にすること等が決定された。また、同月、宮城県石巻市に復興のシンボルとして展示している旧

国立競技場の炬火台を岩手県や福島県でも展示することを決定した。その後、同年9月には、ギリシャで採火された聖火が宮城県の航空自衛隊松島基地に到着することが決定し、平成 31(2019)年3月、オリンピック聖火リレーのグランドスタート会場が、東日本大震災からの復興のシンボルの一つである福島県の「ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジ」に決定された。令和2(2020)年3月12日にギリシャで採火された聖火は、特別輸送機で同月20日に松島基地へ運ばれ、到着式では、聖火皿への点火及びブルーインパルスによる展示飛行が実施された。また同日から、宮城県、岩手県及び福島県で復興の火の展示が行われた。同月26日にJヴィレッジで予定されていたグランドスタート式典は新型コロナウイルスの感染拡大により大会と聖火リレーが延期されたことに伴って取り止めとなった。

延期決定後、令和3(2021)年3月に、Jヴィレッジにおける出発式から聖火リレーがスタートし、聖火ランナーは被災3県を駆け抜けた。同月25日から27日にかけて福島県で、6月16日から18日にかけて岩手県で、同月19日から21日にかけて宮城県で聖火リレーが行われた。

また、聖火リレーとともに沿道の様子や地域の魅力あふれる風景等も放映(NHK ウェブサイトでの配信等)されたことで、被災地の復興の姿の発信にもつながった。加えて、Jヴィレッジでの出発式に併せ、被災3県におけるメディア招請ツアーを実施した。

[整備・改修された福島あづま球場]



©Tokyo2020

[Jヴィレッジにおける出発式からスタートした聖火リレー]



©Tokyo2020

震災後に原子力発電所事故収束作業の拠点として営業停止を余儀なくされ、その後全面再開したJヴィレッジから聖火リレーがスタートし、被災地を駆け抜けたことは、被災地の人々の記憶に残る機会となった。

被災地における聖火ランナーの募集に際しては、東日本大震災発生時の体験を背景に、地域に対して何らかの貢献をしたいとの意欲から募集に応じた人々も少なからずいた。このように、聖火リレーの様子は、参加したランナーや、配信等を通じて現場を見守った多くの人々の記憶に刻まれたと考えられる。

②聖火リレーでの復興仮設住宅資材等の活用

聖火リレーに使われたトーチには、復興仮設住宅のアルミ建材廃材が使われたほか、聖火台及び一部の聖火リレートーチの燃料には福島県浪江町の「福島水素エネルギー研究フィールド」で製造された水素も活用された。

(4)被災地の住民とともに推進した機運醸成プログラム

組織委員会により、被災地の復興を後押しすることを目的とした事業や文化プログラムが、被災地の人々の参画や関係機関との連携・協働を図りながら、検討・展開された。

①「東京 2020 復興のモニュメント」の制作及び展示

被災地からのメッセージを載せた「東京 2020 復興のモニュメント」が大会時に国立競技場近くの聖徳記念絵画館前に設置された。メッセージによって力を得たアスリートが高いパフォーマンスを見せ、それが再び復興に取り組む人々の原動力になるよう、被災地と世界をつなぐ事業として実施された(本事業は、組織委員会が、東京都、東京藝術大学、岩手県、宮城県、福島県及び株式会社 LIXIL と連携して実施。)。本モニュメントは、被災3県の仮設住宅の窓などで使われていたアルミ建材を再生利用して制作され、デザインのイメージとメッセージは、東京藝術大学の学生と被災3県の中学生・高校生が協力してワークショップ形式で制作された。

令和3(2021)年 12 月、モニュメントが被災3県(岩手県:大槌町文化交流センター(おしゃっち)、宮城県:グランディ・21 宮城県総合運動公園、福島県:Jヴィレッジ)に設置された。モニュメントには、被災地の中高生からの復興支援に対する感謝の気持ちや選手たちへの応援メッセージが記載された一方、大会に参加したアスリートによるサインも付されており、同モニュメントが大会後に被災地に設置されたことは、モニュメントを介して伝えられる双方の思いや大会の記憶を継承・共有する意義があると考えられる。

②「しあわせはこぶ旅 モッコが復興を歩む東北から TOKYO へ Presented by ENEOS」の実施

クリエイティブディレクターの箭内道彦氏のコーディネートの下、東京 2020NIPPON フェスティバルの主催プログラムの一つとして実施された。「モッコ」のデザインの原案は、脚本家の宮藤官九郎氏が命名した「モッコ」をモチーフにした物語(又吉直樹氏(小説家)作)を聞いた被災3県の子供たち等が、ワークショップ形式で自由に表現した内容を踏まえて作成された。完成したモッコは、令和3(2021)年5月、岩手県陸前高田市をスタートし、宮城県岩沼市及び福島県南相馬市を巡って人々のメッセージを受け取った後に、同年7月、東京都新宿区に到着、各地で受け取ったメッセージを紡いだ楽曲が世界中に向けて披露された。

[東京 2020 復興のモニュメント]



©Tokyo2020

[しあわせはこぶ旅 モッコが復興を歩む
東北から TOKYO へ]



©Tokyo2020

(5) 被災地産食材等の活用・情報発信

平成 29(2017)年3月に、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおける持続可能性の配慮を行うために策定された組織委員会の「持続可能性に配慮した調達コード」において、調達の際の被災地の復興への配慮について明記され、平成 30(2018)年3月に組織委員会が策定した、「東京 2020 大会における飲食提供に係る基本戦略」においても、被災地産食材を活用したメニューを提供し、高品質な食材を生産できるまでに復興した被災地域の姿を発信することや、被災地産食材の安全性に関する適切な情報発信を行うことが明記された。同年9月には組織委員会、東京都及び復興庁で共催した「第1回ワールド・プレス・ブリーフィングレセプション」において、海外メディアに対して復興の現状をプレゼンテーションするとともに、被災地産食材を活用した料理や日本酒を提供し、同年11月の各国オリンピック委員会連合の年次総会では被災地の日本酒を提供するとともに風評被害の払拭に向けた情報発信を行った。令和元(2019)年10月開催の「第2回ワールド・プレス・ブリーフィングレセプション」においては、被災地の食材・花の魅力や、復興ありがとうホストタウンの取組等の情報を発信した。同年11月には、メダリストに副賞として授与されるビクトリーブーケ(岩手県産のリンドウ、宮城県産のヒマワリやバラ、福島県産のトルコギキョウ等、被災3県産の花を活用)を組織委員会が公表した。

大会期間中、選手村の食堂では、被災3県の食材が毎日提供され、モニターによる食材の都道府県別の産地表示がカジュアルダイニングにおいてなされたほか、福島県をはじめとする被災地の安全・安心でおいしい食材が活用されている旨をPRするためのポスター(英・仏・日の3か国語別)を作成し、メインダイニング及びカジュアルダイニングにおいて掲示した。大会後にはメインダイニング等で活用された食材の産地も公表された。

[選手村食堂におけるポスターの掲示]



©Tokyo2020

[ビクトリーブーケ]



©Tokyo2020/Shugo TAKEMI

選手等による SNS を通じた情報発信により、被災地産を含む日本の食材のおいしさや高評価が国内外に伝えられ、その PR となったほか、大会期間中、ソフトボールの米国・豪州代表監督から、福島県産の桃は「デリシャス」という発言があり、風評払拭に繋がる大きな反響があった。これを受け、パラリンピック大会関係者に福島県産の新鮮で、おいしく、安全な農産物を味わっていただけるよう、JAグループ福島による組織委員会橋本会長への福島県産の桃及び梨の贈呈が行われた。

また、東京 2020 大会における調達基準等に即した農産物生産が進められ、被災3県においても、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組が正しく実施されていることを第三者が証明する、GAP 認証を取得した農業経営体が増加した。こうした取組により、被災地を含めた全国の産地で GAP が広がり、我が国における農業の持続可能性が高まった。

被災3県の花きを使用したビクトリーブーケについては、各国メダリストの表彰式に華を添え、国内外にその魅力が発信されたほか、大会期間中、ビクトリーブーケに使用された緑色のトルコギキョウに注目が集まり、国内では量販店等で引き合いが強くなり、価格が対前年の約2割高となった。

さらに、国立競技場のエントランスゲートの軒や大会期間中選手の生活を支えた選手村ビレッジプラザの施設では被災3県の木材も使用された。大会後に解体されたビレッジプラザの木材は、各自治体に返却され、公共施設等で活用される予定である。

(6) 復興しつつある被災地の姿や魅力の情報発信

新型コロナウイルス感染症の影響により、被災地への誘客や実食を通じた食材の PR が困難となったが、オンラインを中心に多様な媒体を通じた情報発信を行った。

復興オリンピック・パラリンピックに関する情報発信は、復興庁ホームページ上の「復興五輪ポータルサイト」等を通じて行い、東京 2020 大会の開幕直前には、復興大臣による「「復興五輪」の開幕に当たってのメッセージ」を公表し、「復興五輪」の意義を示した。

国内に向けては、令和3(2021)年7月に、プロスポーツ選手との交流や復興に関する学習、被災3県の食材を用いた食体験を通じて、被災地の子ども達を勇気付け、復興と地域の魅力への理解増進を図る目的で「子ども復興五輪」を開催した。また、同月から JR 山手

線の車内・車体広告等において被災地の姿・魅力、復興五輪に関するポスターや動画を掲出した。さらに、民間の「東北ハウス」(主催:東北経済連合会)の取組と連携し、被災地で活躍する方からの支援への感謝や復興の取組に関するパネルや動画を掲出した。

海外に向けては、同年2月に組織委員会・東京都と共同で、東京 2020 大会に関連する復興の取組(聖火リレー、被災地での競技開催、被災地の食材・木材・花きの活用等)をまとめたメディアガイドブックを公表・配布した。また、同年7月から組織委員会・東京都と共同で、メインプレスセンター(MPC)の一角に「復興ブース」を設置し、被災地の復興状況や大会で使用される被災3県で生産された食材・花き等の情報発信を行うスライド・動画を放映したほか、福島県産の木材を使用したベンチ(大会終了後、制作に携わった福島県の小中学校に返却され、活用)・座布団の設置、食材の安全性等の詳細情報の QR コードを付したポストカードの配架等により、被災地の食材や観光地の魅力等を伝え、海外メディアによる情報発信を促した。同時に、被災地で活躍する復興の語り部や生産者、政府機関(復興庁・経済産業省・農林水産省)によるグリーンリングを実施し、支援への感謝や被災地の姿・魅力の発信、風評払拭を図った。また、大会期間中訪日する関係者・選手が滞在するホテルにおいて、CNN ジャパンを通じ、支援への感謝や被災地の姿・魅力、風評払拭に関する動画を放映した。

あわせて、被災地の地方公共団体においては、旧国立競技場の炬火台を利用したイベントによる機運醸成、復興芝生の展示など、特色のある取組が行われ、復興しつつある被災地の姿を示すことに寄与した。

(7)「復興オリンピック・パラリンピック」の取組の効果等

①取組の認知度等

復興庁アンケートでは、東京 2020 大会に「復興五輪」の意義があったことについての認知度や、東京 2020 大会は東日本大震災からの復興の観点からよかったと考えられることがあったとする回答は、いずれも6割を超える水準となった。

回答中、認知度の高いものとしては、被災地での日本代表の勝利や聖火リレーの実施、被災3県で生産された食材の提供や花きのビクトリーブーケへの活用などが挙げられた。これらは、わかりやすいことに加え、SNS やニュース、新聞などで繰り返し採り上げられ、印象に残ったと考えられる。

また、大会期間中に実施された取組のいずれかを「復興五輪」のレガシーとして考えることに肯定的な回答は約6割であり、被災地の競技場が勝利を想起させる場になったこと、被災地の競技場が大会以降も活用されていること、Jヴィレッジからスタートし被災地でも実施された聖火リレーが人々の記憶に残ったこと、ソフトボールの米国・豪州監督による福島県産桃に対するデリシャス発言により、福島の桃の品質に対する高い評価が国内外に発信され、風評払拭に繋がったことなどをレガシーとして認識する回答が多かった。

さらに、各種の情報発信の取組については、コロナ禍による制約の下で実施され、感染防止の観点から、被災地への誘客や実食を通じた食材のPRが困難となったことから、認知度は総じて低水準となったが、交通広告の実施や、選手村食堂における被災3県で

生産された食材の PR ポスターの掲示、子ども復興五輪の実施などについては、若い世代ほど認知度が高くなる傾向(国内向け・海外向けの取組を含め、コロナの影響により情報発信の実施に制約のある中、いずれの取組も知らないとする回答が7割となったが、若い世代(20代以下の方(特に男性))の認知度が高い傾向が見られた)を示しており、デジタル環境に親しみのない層に対する情報発信の課題も窺えた。追加的な情報発信の取組としてどのような取組が望ましかったかの質問に対し、東北復興についてメディアや報道で特集を組んでほしかった、全国紙での広告をすべきだった、海外へのアピールをもっとしてほしかった等の意見が示された。

②レガシーの活用等の展望

前述の被災3県に設置された「復興のモニュメント」のほか、大会後、被災地の地方公共団体へのヒアリングによれば、被災地の聖火リレーのコースとなった被災3県の地方公共団体等では記念銘板の設置など、被災地における聖火リレーや競技開催の記憶を継承していく取組が検討されており、大会関連イベント等の開催、選手たちの活躍により与えられた勇気や感動など、復興オリンピック・パラリンピックとしての東京2020大会にまつわる記憶や思いを継承・共有し、被災地における多様な「つながり」を継続・発展させていく取組の実施が見込まれる。

また、被災地産の食材等については、今回の取組により得られた日本の食材等への高い評価を活かしつつ、海外の国・地域の輸入規制の撤廃に繋げていくため、被災地産の食材のおいしさや安全性といった魅力のPR等、引き続き風評払拭に取り組んでいく必要がある。

東京2020大会での取組の成果が継承・共有され、被災地の復興にも活かされることが重要であり、コロナ禍の収束後、世界から多くの人々に被災地を訪れてもらい、復興しつつある姿や食、観光地等の魅力を実感してもらえよう、政府として今後とも機会を捉えながら、被災地の姿や魅力の情報発信、風評払拭等の取組を進め、被災地の更なる復興を後押ししていく。

2 ホストタウンの推進

(1)ホストタウン

オールジャパンで日本の魅力を発信し、東京 2020 大会開催に向けた機運醸成を図るとともに、大会の効果在全国に行き渡らせ、地域の活性化につなげるため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、被災地を含む全国各地に広げることとされた。

具体的には、住民等と①大会等に参加するために来日する選手等、②大会参加国・地域の関係者、③日本人オリンピック・パラリンピアン、との交流及び当該交流に伴い行われる取組(大会の事前合宿の実施及び実施に向けた取組を含む。)であって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公団体を「ホストタウン」として、平成 28(2016)年1月より登録が開始された。また、登録の要件である交流の実施に要する経費の一般財源合計額の2分の1について特別交付税措置の対象とされた。

ホストタウンのうち、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の地方公共団体で、東日本大震災から復興した姿を見せつつ、これまでの感謝を伝えるために、支援をしてくださった国・地域の方々や大会関係者等との交流を行うものを「復興ありがとうホストタウン」として、平成 29(2017)年9月より登録が開始されるとともに、パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けた取組を推進する地方公共団体を「共生社会ホストタウン」として、平成 29(2017)年 11 月より登録が開始された。

また、大会参加国・地域との相互交流を図る地方公共団体を全国各地に広げるため、オリパラ推進本部の下に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議」が設置され、12 回にわたり、推進状況や推進方策の共有等が行われた。

(参考:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議

- ・設置目的:東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるため
- ・議長:東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
- ・議長代理:内閣官房副長官(参)
- ・副議長:内閣総理大臣補佐官(国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当)、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
- ・構成員:関係府省庁局長等

※ 平成 26(2014)年 7 月の第 1 回及び平成 27(2015)年 9 月の第 2 回については、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」として開催。

さらに、「ホストタウン首長会議」が上記連絡会議の下に設置され、取組の充実等に資するため、4 回にわたり首長と情報共有等が行われた。

(参考:ホストタウン首長会議概要)

ホストタウン首長会議

- ・設置目的:各ホストタウンの長と情報共有・交換を実施し、今後の更なるホストタウンにおける取組の充実・活性化に資するため
- ・座 長:東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
- ・構 成 員:内閣官房副長官(参)、内閣総理大臣補佐官(国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当)、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、関係府省庁局長、各ホストタウンの長

ホストタウンの取組は、オリンピック、パラリンピック史上初めての取組であった。また、本取組は、令和元(2019)年 12 月、国際連合総会で採択された「スポーツとオリンピックの理念を通じた平和でより良い世界の構築(通称:オリンピック休戦決議)」においても、「ホストタウン・イニシアティブ」として取り上げられた。

ホストタウンとして登録された地方公共団体数は 533、登録された大会参加国・地域の数は 185 となった。うち、復興ありがとうホストタウンは 33 地方公共団体、大会参加国・地域数 29 が、共生社会ホストタウンは 109 地方公共団体、大会参加国・地域数 71 が登録された。(参考4)

各ホストタウンにおいては、大会開催の数年前から選手等の合宿を連続して受け入れ、住民との交流を重ねた事例や、事前合宿時や競技終了後、オンラインによる交流を含め、感染症対策を講じた上で選手等と住民が交流した事例など、様々な交流が行われた((2)で事例を紹介。)。また、交流の状況等はHP等により情報発信された。

また、日本郵便株式会社により、交流の思い出等をホストタウンがデザインできる「ホストタウンフレーム切手」、ホストタウンの子供が大会参加国・地域にはがきを送る「ホストタウン相手国・地域へお手紙を送ろう!」プロジェクトが実施され、それぞれ 157 及び 124 の地方公共団体が参加した。

ホストタウンの取組を通じ、日本各地で、選手や大会関係者等と住民との交流が行われた。今後は、これまでの交流の積み重ね等を活かしつつ、各ホストタウンが大会参加国・地域との自主的な交流を更に推進し、相互交流の深化を図るとともに、大会参加国・地域の理解や絆を深めていくことが期待される。

①復興ありがとうホストタウンに係る取組

令和元(2019)年6月、復興オリパラに向けた機運醸成等を図るため、復興ありがとうホストタウン連絡協議会が設立され、11月に3匹のポケットモンスター(イシツブテ、ラプラス、ラッキー)が復興ありがとうホストタウン大使に任命された。

また、取組の更なる推進等について意見交換を行うため、復興ありがとうホストタウンサミットが3回開催された。令和3(2021)年9月のサミットでは、大会参加国・地域との交流の絆をこれからも育てていくとともに、復興の経過と大会参加国・地域への感謝を末永く世界に発信し続け、友好深化に励んでいくことが、宣言された。

②共生社会ホストタウンに係る取組

令和元(2019)年5月、共生社会ホストタウンのうち、特に先導的・先進的と認められる地方公共団体を認定し、関係省庁・関係団体の取組を活用して重点的に支援する「先導的共生社会ホストタウン」が創設され、大会開催までに15地方公共団体が認定された。(参考4)

平成31(2019)年2月には、共生社会に向けた機運醸成等を図るため、共生社会ホストタウン連絡協議会が設立され、ハローキティが共生社会ホストタウン大使に任命された。

また、大会を契機とした共生社会の実現に向けた取組が末永く続くための礎等を築くための場として、共生社会ホストタウンサミットが4回開催された。令和3(2021)年9月のサミットでは、大会参加国・地域との交流を継続するとともに、共生社会の実現に向けた取組をさらに発展させ、その機運が日本全国に広がるよう取り組んでいくことが宣言された。

(2)交流事例

① 大会前の交流

山形県村山市では、平成29(2017)年より3年連続して、ブルガリア新体操ナショナルチームの合宿を受入れた。その際、公開演技会の開催、小中学校や特別支援学校への訪問、中学校新体操部との合同練習、幼児等の新体操教室での指導等、選手等による様々な交流が行われた。

また、広島県北広島町では、平成30(2018)年、令和元(2019)年にドミニカ柔道チームの合宿を受入れた。その際、選手等が保育所や小学校を訪問し、柔道教室、綱引き、餅つき等を通じ、子どもたちとの交流が行われた。

岩手県大船渡市(復興ありがとうホストタウン)では、震災直後に米国のレスキュー隊やボランティア団体等の支援を受けた。そこで、当時救助活動を行った隊員を市に招待し、復興しつつある街の姿を紹介するとともに、高校生が米国を訪問し、感謝を伝える等の交流が行われた。

また、岩手県釜石市(復興ありがとうホストタウン)では、震災時に、市を本拠地とするチームに所属していたオーストラリア出身のラグビー選手が、チームメイトとともに救援物資の運搬に奔走してくれたことから、同選手によるラグビー教室の開催や、オーストラリア

への中学生派遣等の交流が行われた。

東京都世田谷区(共生社会ホストタウン)では、令和元(2019)年10月、米国車いすラグビー代表チームと大学生や障害当事者たちによる、まち歩き点検及び心のバリアフリーシンポジウムが行なわれた。

[岩手県大船渡市に震災時に救助活動をしてくれた米国救助隊員が訪問]



写真提供：岩手県大船渡市

[米国車いすラグビー選手とのまちあるき点検]



写真提供：東京都世田谷区

② 大会開催前後の交流

大会開催直前には、208ホストタウンで86か国・地域の事前合宿が実施され、競技終了後は、28ホストタウンに19か国・地域の選手等が訪れた。これらにより、ホストタウンを訪問した選手等は、8千人に及んだ。

コロナ禍における選手等の受入れに当たり、感染症対策に万全を期す必要があることから、コロナ調整会議の議論を経て、令和2(2020)年11月に「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」が作成された。ホストタウンでは、本手引きを踏まえ、受入れに必要な感染症対策が実施されることとなった。

群馬県前橋市では、国内情勢不安定で練習に集中できる環境になかった南スーダン陸上選手等の事前合宿を、ふるさと納税制度も活用し、令和元年(2019)年11月から大会までの間、受入れる予定であった。しかし、大会が延期されたことから、のべ1年9か月にわたり、選手等の受入れを行った。この間、大学陸上部との合同練習の実施、地元開催の陸上競技大会・陸上教室への参加等が行われた。また、幼稚園や小中学校、高校を訪問し、子どもたちと徒競走や琴演奏体験等の交流が行われた。

広島県広島市では、メキシコのパラ陸上・水泳競技の事前合宿を受入れた。選手等は、折り紙体験等を通じた高校生とのオンラインによる交流が行われた。壮行会では、子どもたちが折鶴で作ったレイが選手団に贈呈された。

宮城県仙台市(復興ありがとうホストタウン)では、イタリアのソフトボール・パラ陸上・パラ水泳・車いすフェンシング・シッティングバレーの事前合宿を受入れた。その際、選手に被災地の様子をVRで体験してもらうとともに、住民への公開練習が行われた。また、中学生が考案したスイーツを食べながら、ソフトボール選手とのオンラインによる交流が行われた。

福島県二本松市(復興ありがとうホストタウン)では、クウェートの競泳、射撃、空手の

事前合宿を受入れた。その際、住民への公開練習が行われるとともに、選手等と子どもたちとのオンラインによる交流が行われた。壮行会では、復興状況を伝える映像が放映され、同国の復興支援に対する感謝が伝えられた。

千葉県成田市（共生社会ホストタウン）では、アイルランドのパラ陸上・パラ水泳・パラ卓球・パラパワーリフティング、パラアーチェリーの事前合宿を受入れた。その際、住民への公開練習が行われた。また、市民参加の激励会が行われ、事前合宿受入れを機会に作曲された応援歌が市内中学校の吹奏楽部により演奏されるとともに、吹奏楽部の中学生が、激励のスピーチが行い、選手等からは感謝の言葉が述べられた。

[南スーダン陸上選手との合宿時の交流]



写真提供：群馬県前橋市

[イタリアフットボール選手団とスイーツを考案した中学生とのオンライン交流]



写真提供：宮城県仙台市

競技終了後の交流事例としては、静岡県富士宮市で、事前合宿を行ったスペインの空手の金メダリストらが、競技終了後に市を訪問した。市民への報告会では、子どもたちから手紙の贈呈、選手による演武などが行われた。

愛媛県・松山市・新居浜市・伊予市では事前合宿を行ったモザンビークのパラ陸上選手が、競技終了後、各市を訪問した。その際、琴、習字等の日本文化体験や徒競走を通じた小学生との交流、陸上教室を通じた中学生との交流が行われた。また、選手と地元障害者スポーツクラブと合同で、陸上の練習が行われた。

[報告会で子どもたちから手紙の贈呈をうけるスペイン選手団]



写真提供：静岡県富士宮市

[地元の障害者スポーツクラブと交流するモザンビーク選手団]



写真提供：愛媛県松山市

3 日本の技術力の発信

(1) 科学技術イノベーションの成果の発信

東京 2020 大会に資する科学技術活用を具体化し、日本から世界に科学技術イノベーションの成果を発信する9つのプロジェクト(スマートホスピタリティ、次世代都市交通システム、ゲリラ豪雨・竜巻事前予測等)を設定して平成 28(2016)年4月に取りまとめた「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術・イノベーションの取組に関するタスクフォース事業計画」(令和2年3月改定)に基づき、官民一体となって技術開発、社会実装を進めるなどした。例えば、海外からの来訪者等に多様なサービスを提供するための意思・情報伝達サポートを実現させるスマートホスピタリティにおいては、多言語音声翻訳システムを活用し、選手や大会関係者等への「言葉の壁」を感じさせることのない「おもてなし」を実現させた。この他、後述する(4)～(6)の取組を通じて大会の運営や社会の利便性向上に貢献した。

また、東京 2020 大会を通じて日本の強みである技術をショーケース化して世界に発信していくため、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会と政府との共催により、企業規模を問わずに世界最先端の日本の技術等を集め、「企業合同技術展示会・カウントダウンショーケース」を、平成 29(2017)年 12 月に東京で開催して以降、大阪や九州も含め令和3(2021)年3月末までに計6回開催した。

上記を踏まえ、引き続き、実用化を想定しながら、各プロジェクトの研究開発の取組状況及び成果の発信等を実施する。

(2) 水素社会の実現

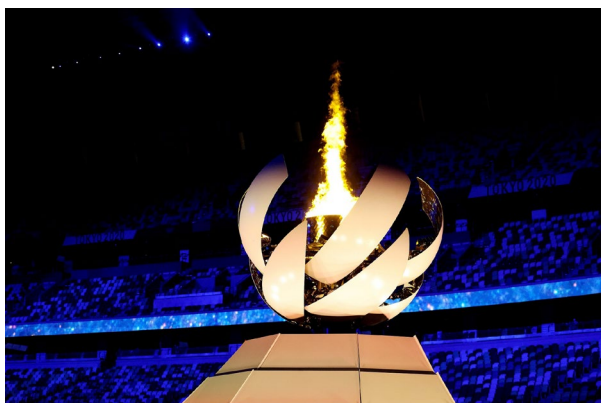
環境負荷の低い水素社会に向けた日本の可能性を世界へ発信するため、東京 2020 大会においても水素エネルギーを活用した取組を推進した。

水素社会の実現に向けては、営業用路線で運行される燃料電池バスの導入や商用水素ステーションの新設等のインフラ整備を平成 29(2017)年度から令和3(2021)年度で66 基支援した。また、燃料電池自動車(FCV)及び水素ステーションの普及拡大を図るための低コスト化等に向けた技術開発や規制見直しを行うとともに、業務・産業用燃料電池の技術実証を進めた。平成 28(2016)年9月に「福島新エネ社会構想実現会議」において取りまとめた「福島新エネ社会構想」に基づき、世界最大級となる1万 kW の水電解装置により再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、これを福島県内のみならず大会開催時に東京で活用するという構想の実現に向けて取組を進めた。平成 30(2018)年7月には、福島県浪江町において「福島水素エネルギー研究フィールド」の建設に着工し、令和2(2020)年3月、稼働が開始された。東京 2020 大会では聖火台及び一部の聖火リレートーチの燃料に水素を利用するほか、大会車両として、FCV を約 500 台導入した。

上記を踏まえ、引き続き、水素社会の実現に向け、FCV の普及や水素ステーションの整備、燃料電池バスの導入等の支援を行うとともに、水素活用の選択肢を増やすための水素内燃機関を活用した車両の開発、実証実験を行う。

また、グリーンイノベーション基金も活用し、水電解装置の更なる大型化等の技術開発に取り組む。

[聖火台]



©Tokyo2020/Shugo TAKEMI

[燃料電池自動車]



写真提供: TOYOTA

(3) 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

東京 2020 大会でのショーケース化を目指し、分散して存在している再生可能エネルギーや蓄電池等と、高度な需要管理手法であるディマンドレスポンス等を統合的に活用することであたかも一つの発電所(仮想発電所)のように機能させる新たなエネルギーマネジメントシステムの確立に取り組んだ。

革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向けては、太陽光発電や蓄電池など、多数の電力需要家側のエネルギーリソースを IoT 技術により統合制御するエネルギー・リソース・アグリゲーションについて、エネルギーリソースを遠隔制御するための通信規格の整備やサイバーセキュリティに関する議論を進めるとともに、蓄電池等を統合制御する実証を実施した。また、電力システム改革の進捗に合わせ、ピーク時間帯の電力需要抑制策として、ディマンドレスポンスの一つであるネガワット取引の更なる普及に向け、ネガワット取引ガイドラインを改定するなど、平成 29(2017)年4月にネガワット取引市場を創設した。

上記を踏まえ、引き続き、蓄電池等を束ねて電力の調整力等として活用する実証に加え、太陽光等の変動性再エネを束ねて均し効果等を検証する「再エネアグリゲーション」の構築に向けた実証等、FIP 制度の導入を見据えた取組を実施する。

(4) 次世代都市交通システムの実現

東京 2020 大会を一里塚として、東京の発展と我が国の次の世代に資する次世代公共交通システム(ART)等を実現するため、バスプラットフォーム(バス停)にほぼ隙間なく正確に横付けする正着制御技術や円滑な運行のための公共車両優先システム(PTPS)等の開発を行った。

自動運転技術を公共バスに活用した ART の実現に向けては、平成 28(2016)年4月に所要の技術開発と実証に向け、内閣府、東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結し、これら関係者間で連携を図った。平成 29(2017)年度は、正着制御技術や PTPS を用いた運用技術についての実証実験を実施し、平成 30(2018)年度には、公道等で実証実験を実施し、実交通環境下での精度検証を実施した。加えて、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は、自動運転技術による正着制御及び加減速制御の実証的な導入・効果等に関する調査を実施した。

令和2(2020)年 10 月には、臨海地域の交通需要増等に対応し、地域住民や観光客等が日常的に利用する利便性の高い次世代公共交通システムとして、東京都及び運行事業者において、東京都心と臨海地域とを結ぶ東京 BRT の運行を開始したところであり、今後、プレ運行(二次)を開始し、環状第2号線本線トンネル開通や晴海五丁目西地区(選手村)のまちびらきの状況等を踏まえ、本格運行を目指していく。

(5)先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

あらゆる空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスなく生活できる未来社会を目指し、東京 2020 大会の開催に合わせて先端ロボット技術のショーケース実施を推進した。

先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現に向けては、平成 27(2015)年度に発足したユニバーサル未来社会推進協議会の下、平成 28(2016)年度は千葉市や東京都渋谷区においてワーキンググループを設置し、地方公共団体の主体性を重視した取組を進めた。平成 29(2017)年度に開催した「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」においては、名古屋市等と連携し、先端ロボット技術の取組についての周知を行い、体験フィールド構築に向けた取組を推進した。また、平成 30(2018)年度から令和2(2020)年度にかけて、ユニバーサル未来社会推進協議会渋谷超福祉ワーキンググループを実施し、渋谷発のユニバーサル未来社会の実現に向けた意見交換を実施した。

東京 2020 大会においては、組織委員会が主導し、陸上投てき競技等の運営に、自立運転機能を有するロボットを活用したほか、大会期間中の運営作業スタッフの負担を軽減するため、パワーアシストスーツ等を活用するなど、ロボットが活躍する姿を発信した。

また、大会開催期間中には、ロボット技術のオンラインショーケースが開催され、最先端のロボット技術が紹介された。

上記を踏まえ、介護・農業・製造・物流現場で重量物を持ち上げる等の用途で活用されているパワーアシストスーツについて、必要に応じて企業等と連携し、他の分野への活用に向けた対応を実施する等、引き続き、先端ロボット技術の推進に向けた取組を実施する。

[車椅子席サービスロボット]



©Tokyo2020/Kenta Harada

[パワーアシストスーツ]



©Tokyo2020/Kenta Harada

(6)ゲリラ豪雨予測に係る技術開発

ゲリラ豪雨などの極端気象に係る災害情報を正確かつ時間的な余裕をもって提供することで、安全な大会運営の実現と来訪者の安全な滞在を確保するため、高速三次元気象レーダ(マルチパラメータフェーズドアレイレーダ)等の開発・活用による豪雨・竜巻予測情報の高度化とともに、水災害に対する観測・分析・予測技術の開発及び導入を推進した。

東京2020大会に向けては、ゲリラ豪雨などの早期予測を可能とする高速三次元気象レーダ(マルチパラメータフェーズドアレイレーダ)を首都圏に設置したほか、令和元(2019)年夏のテストイベントに参加し、大会本番に向けた検証や高精度な降雨量予測技術の確立に向けた実証実験を行った。

大会期間中は、組織委員会、東京都庁それぞれで事前予測情報等を参照した。

上記を踏まえ、今後も引き続き民間企業等における気象レーダや気象予測技術といった研究成果の活用状況をモニタリングし、安全・安心な社会の実現に貢献していく。

4 日本文化の魅力の発信

東京 2020 大会はスポーツの祭典のみならず文化の祭典でもある。日本には、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、さらには、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築等まで、多様な日本文化がある。大会は多様な日本文化を世界に発信する絶好な機会であると同時に、こうした多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、そして地方創生、地域活性化につなげることを目指した。

また、障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能をいかして生み出す芸術作品を世界に発信するため、障害者の文化芸術活動を推進する機会にもなった。

(1) 政府の文化プログラム推進体制

「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)」(平成 27 年 5 月 22 日閣議決定)において、2016 年リオデジャネイロ大会の終了後から、オリンピック・パラリンクムーブメントを国際的に高める取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることが明記され、東京 2020 大会に向けた文化プログラムの取組を本格的に始めることとなった。

文化芸術立国の実現に向け、大会開催の機会を生かし、地域の文化芸術活動への支援等を通じて多様な文化芸術の発展や文化財の活用、そして大会開催の機運醸成のため、各種文化プログラムを推進することが重要であった。

平成 27(2015)年 11 月、東京 2020 大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、地方公共団体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携等を目的として、関係府省庁連絡会議の下に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議(連絡・連携会議)」が設置された。計 10 回開催され、国際化や共生社会への対応といったレガシーの創出に資する文化プログラムを、大会開催地にとどまらず全国に浸透させるとの方向性を共有した。

また、平成 30(2018)年 5 月には、内閣官房オリパラ事務局、文化庁、東京都、組織委員会の四者で「2020 年東京大会を契機とした文化プログラムへの取組について」を策定し、各主体の取組方針を整理するとともに、四者で一体的に文化プログラムを推進していくことが明確化された。

(参考:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議(平成 27 年 11 月設置)

- ・設置目的:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関係府省庁、政府関係機関、自治体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携等
- ・議長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
- ・副議長:内閣官房知的財産戦略推進事務局長、文化庁長官
- ・構成員:関係府省庁審議官級等

(2)政府の文化プログラムの取組

①東京 2020 大会への機運醸成

ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 大会、関西ワールドマスタースゲームズ 2021 等に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高めるためのキックオフイベントとしての国際会議として、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を、2016 年リオデジャネイロ大会直後の平成 28(2016)年 10 月に、京都と東京で開催した。このイベントでは、関係府省庁(内閣官房、内閣府、文化庁)、組織委員会、地方公共団体(京都府、京都市)の連名により、2020 年に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となっていくことを国内外に発信する宣言が公表された(「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して(通称:京都宣言)」)。この宣言を踏まえ、文化プログラム推進に向けた機運を醸成するためのシンポジウムの開催や全国各地の文化プログラム等の情報を集約し発信する文化情報プラットフォームを試行的に運用するなど、多様な文化芸術の発展や文化財の活用、文化プログラムの推進を図った。

また、オリパラ基本方針に盛り込まれた施策の推進に当たり、大会成功に向けて注力が必要となる重点分野として「多様な文化を通じた日本全国での大会の開催に向けた機運醸成」を設定した上で、伝統的な芸術から現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、花火、伝統工芸等の文化イベントの中で、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素を含むイベントについて、試行プロジェクトを実施することにより、その効果と課題の分析を行った。同プロジェクトでは、平成 29(2017)年度の開始から令和 2(2020)年度までに累計 67 件を採択し、大会の機運醸成に寄与するだけでなく、多言語対応・バリアフリー対応や公共空間等を活用した文化イベントの開催につながった。

②beyond2020 プログラム

日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを beyond2020 プログラムとして認証することとし、平成 28(2016)年 12 月に開催した第4回連絡・連携会議において、認証に係るガイドラインを決定した。beyond2020 プログラムをオールジャパンで統一感を持って展開するため、全国芸術系大学コンソーシアムに参加する大学・大学院の学生を対象とした公募により、平成 29(2017)年1月、「beyond2020 プログラムロゴマーク」を作成し、認証を開始した。

同年 10 月には、公共空間を活用した文化イベントの実施に関する相談窓口を設置し、公共空間における文化イベント実施を後押しする取組を開始した。平成 30(2018)年2月には beyond2020 プログラムの成果を振り返ることにより、同プログラムの価値の再認識や今後の展開への示唆を得るため、beyond2020 プログラムシンポジウムを開催した。令和元(2019)年度には、東京商工会議所による「おもてなし」の心を持って地域の魅力ある文化を発信する事業を認証するなど、企業・団体を含む幅広い関係者との連携強化に取り組んだ。そして、令和2(2020)年度には、幅広い世代に対して、beyond2020 プログラムを含めた文化プログラムの周知と参加促進を目指す「子ども文化体験シンポジウム」を開催するなどの広報・発信活動に取り組んだ。これらの取組を通じて、東京 2020 大会の機運を醸成するとともに、文化イベントについて、国際化や共生社会への対応、公共空間の活用等のレガシー創出を進めてきた。

令和3(2021)年9月末現在、累計 19,409 件のプログラムが認証されたほか、beyond2020 プログラムの認証組織を関係府省庁、都道府県、政令指定都市等で 69 組織まで拡大した。(参考5)

なお、令和2(2020)年7月、本プログラムを統括する役割を内閣官房オリパラ事務局から文化庁へ移管し、政府の中核的な文化プログラムである日本博と密接に連携させて推進を図った。

③海外での機運醸成(ジャポニスム 2018・Japan2019・響きあうアジア 2019)

平成 27(2015)年 10 月、「『日本の美』総合プロジェクト懇談会(日本の美懇談会)」(主催:内閣総理大臣、座長:津川雅彦氏[~平成 30(2018)年8月]、小林忠氏[平成 31(2019)年4月~])が設立、初開催された。

この懇談会では、縄文土器、仏像といった日本古来の文化芸術、伝統的な工芸、芸能、茶道、華道、和食、さらには日本映画、アニメーションなど、日本人の美意識や、自然への畏怖、礼節、忍耐といった日本人の価値観が表出した日本の文化芸術について、その振興と次世代への保存継承及び国内外へのアピールのための具体のプロジェクトを提案することが検討された。

本会議の中では具体的に、日本文化を世界に発信すると同時に、東京 2020 大会に向けて世界中の人々の関心を喚起させることを目的に、大規模な日本文化紹介行事を海外で実施する構想が議論された。これを踏まえ、平成 28(2016)年5月、安倍内閣総理大臣からフランスのオランド大統領に対し、日仏友好 160 周年に当たる平成 30(2018)年、

フランス・パリを中心に「ジャポニスム 2018」を実施することについて、協力要請を行った。

「ジャポニスム 2018」は、平成 30(2018)年7月から平成 31(2019)年2月までパリを中心としたフランス各地にて、国際交流基金を事務局として実施され、日本文化の原点とも言うべき縄文文化から琳派、伊藤若冲、歌舞伎、メディア・アート、アニメ、マンガ、映画、現代演劇、食や祭りに至る、300 件以上の企画を通じて日本の芸術と文化の多様性に富んだ魅力を紹介し、総計 350 万人強の来場者を集めた。

「ジャポニスム 2018」に続き、平成 31(2019)年3月から 12 月まで、アメリカ・ニューヨークとワシントン D.C.を中心に国際交流基金が「Japan 2019」を開催し、『源氏物語』をテーマとした展覧会、日本美術に見る動物表現を取り上げた展覧会、ギリシャ悲劇をもとにした日本の現代演劇、現代美術作家の演出による人形浄瑠璃公演等を、米国の美術館や劇場と連携しつつ実施し、その質の高さが、米国はもとより、世界から評価された。最終的に総計 129 万人が来場し、米国における日本の芸術や文化に関する理解・関心の裾野拡大にも貢献した。

また、「Japan2019」と同時期に、国際交流基金アジアセンターが、日本と東南アジアの文化交流事業を幅広く紹介する祭典として「響きあうアジア 2019」を国内外で開催した。国を越え共に創り上げた舞台芸術、映画、東南アジア選手による混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」と日本チームとの国際親善試合、日本語パートナーズのシンポジウムなどを実施した。主な実施事業計 24 件だけでも約2万人を動員し、報道件数は 1350 件にのぼった。国際交流基金アジアセンターでは、平成 26(2014)年から、ASEAN 諸国を始めとするアジア諸国・地域を対象に、「日本語教育支援」「芸術文化の双方向の交流」を核とする事業(「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」)を実施しており、この祭典は、それまでの5年にわたる相互交流の成果を振り返るとともに、日本と東南アジアとの関係をさらに深めるための起点ともなった。

④日本博

平成 30(2018)年6月に開催された第6回日本の美懇談会にて、東京 2020 大会開催を契機に、世界中の人々が日本に来て全国各地で「日本の美」を体感する企画「日本博」の提案がなされ、安倍内閣総理大臣から文部科学省・文化庁に対して準備を進めるよう指示がなされた。

同年 12 月、日本博の具体化及び開催準備等に係る審議を行うため、「日本博総合推進会議」を立ち上げるとともに、関係府省の緊密な連携を図りながら政府全体の総合調整を行うため、「日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議」が平成 31(2019)年 1 月に設置された。

日本博は、政府の文化プログラムの中核的事業であり、同年3月に旗揚げ式を開催するとともに、その後全国各地で年間を通じてプロジェクトを展開していった。

令和2(2020)年1月には、日本博を国内外に広く発信するため、黒柳徹子氏を広報大使に、同年3月、令和3(2021)年1月にそれぞれ谷原章介氏、尾上菊之助氏を日本博サポーターに任命した。

日本博は、東京 2020 大会を中心としつつ、その前後の期間も含めて幅広く展開するこ

ととしており、総合テーマ「日本人と自然」の下に、「美術・文化財」、「舞台芸術」、「メディア芸術」、「生活文化・文芸・音楽」、「食文化・自然」、「デザイン・ファッション」、「共生社会・多文化共生」、「被災地復興」など各分野にわたり、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信し、次世代に伝えることで更なる未来を創生することを目指し取組の推進を行ってきた。

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたものの、大会開催の延期にあわせ令和3(2021)年度を本番年にするとともに、実際に開催した展覧会や公演等をデジタルコンテンツ化すること等によりオンラインでの発信にも取り組み、国内観光需要の喚起やインバウンド需要回復等を図った。

日本博は令和3(2021)年9月現在で累計928件採択・認証してきたところであるが、今後も各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進する。

[ユニークベニューを活用した伝統芸能公演]



©日本芸術文化振興会

⑤文化観光の推進

東京 2020 大会を契機として、地域の様々な文化資源を磨き上げることで文化についての理解を深める機会を充実させ、これによる国内外からの観光旅客の来訪を促進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が令和2(2020)年4月に成立し、同年5月に施行した。令和3(2021)年9月末までに、同法に基づき、40件の拠点計画及び地域計画を認定し、これらの計画に基づく取組について、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」等により支援した。

⑥クールジャパンの推進

東京 2020 大会に向けてクールジャパンを推進し、日本文化の魅力を効果的に発信するためには、世界の人々の共感を得る上で必要なマーケットインの考え方の浸透や、情報媒体の変化や受け手のニーズを踏まえた発信、省庁間をはじめ異業種間、民間事業

者間、地域間などの連携体制等が重要である。

このため、「クールジャパン戦略推進会議」が平成 27(2015)年6月に取りまとめたクールジャパン戦略官民協働イニシアティブに基づき設立されたクールジャパン官民連携プラットフォームの下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、効果的なクールジャパンの発信・展開のために、日本の魅力のPRや地域の魅力を一体的に発信・展開するための方策の検討等を実施した。令和元(2019)年9月には、日本の魅力を更に磨き上げ、効果的に発信することにより、日本ファンを増やし、日本のソフトパワーの強化を目指すことを目的に、「クールジャパン戦略」を決定した。本戦略に基づき、関係省庁等と連携をしながら、「柔軟性の確保」、「世界の視点」、「持続性の確保」及び「デジタル時代に応じた発信力の強化」を意識しつつ、具体的な分野における取組を推進してきた。さらに、コロナ禍における価値観の変化等を踏まえ、令和3(2021)年7月、本戦略の再構築を行った。

今後は官民連携プラットフォームを基盤として、さらに関係省庁・関係機関、会員企業等との連携を強化していくとともに、地域の魅力の磨き上げや発信力の強化に取り組む。

⑦障害者による文化芸術活動の振興

障害者の文化芸術活動の振興については、平成 30(2018)年6月に成立・公布された、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づき、平成 31(2019)年3月に策定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」において、相談体制の整備、人材の育成、情報の収集などの各種施策に取り組むこととされた。共生社会の実現を図るため、障害者等による鑑賞の機会や創造の機会の拡大、作品等を発表する機会の創出など、東京 2020 大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進した。

(3)関係機関の取組

政府、組織委員会、東京都では、平成 30(2018)年5月に取りまとめた「2020 年東京大会を契機とした文化プログラムへの取組について」に基づき、それぞれの取組を一体的に推進しながら、東京 2020 大会を契機とした文化プログラムを展開した。

組織委員会では、東京 2020 大会公式文化プログラムとして「東京 2020NIPPON フェスティバル」を実施した。このプログラムは、「主催プログラム」と「共催プログラム」の2種類で構成されており、主催プログラムは、組織委員会の主催事業として、東京 2020 NIPPON フェスティバルの中核を成す3つの文化プログラムが実施された。これらのプログラムは、大会と連動しながら、新しい文化プログラムの形を示すことで、大会への期待感とオリンピックムーブメントの醸成を図るとともに、大会後の未来にレガシーを遺すことを目的として実施された。また、共催プログラムは、全国の自治体や文化芸術団体等と連携して実施されたものであり、日本が誇る文化・芸術を国内外に強く発信することを目指した。

東京都では、平成 29(2017)年から、東京都の文化プログラムを「Tokyo Tokyo FESTIVAL」と銘打ち、芸術文化の可能性にチャレンジする「文化の祭典」ならではのプロ

グラムを始め、まちを舞台としたアートイベント、国内外の団体や企業などの文化活動支援、都内区市町村と連携して進める事業などを数多く実施した。また、「Tokyo Tokyo FESTIVAL」の中核的な事業として、公募により応募のあった2,436件から選ばれた13のプログラムを「Tokyo Tokyo FESTIVAL スペシャル 13」と総称して展開し、令和2(2020)年は新型コロナウイルスの影響で事業の延期を余儀なくされたが、令和3(2021)年は感染対策を講じながら9月5日まで都内各所で展開した。

5 日本の食文化等の発信

(1) 日本食・食文化の発信等

東京 2020 大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があることから、平成 28(2016)年5月にオリパラ推進本部の下に「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を設置した。ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化をはじめとした日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするため、選手村等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた課題や方策等について、議論を進めた。

(参考:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議(平成 28 年5月設置)

- ・設置目的:ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化をはじめとした、日本の文化・魅力を発信するとともに、我が国の優れた農林水産物の輸出促進を後押しするために、選手村等での日本食の提供や提供される食事における国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等について、政府と関係機関が緊密に連携を図って進める必要があるため
- ・議長:東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
- ・議長代理:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
- ・副議長:農林水産省食料産業局長
- ・構成員:関係省庁局長級、東京都局長級、組織委員会副事務総長等

平成 29(2017)年3月には、組織委員会において、関係省庁も検討委員として参画して「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」等が策定された。平成 30(2018)年3月には、「東京 2020 大会における飲食提供に係る基本戦略」が策定され、参加選手のコンディション維持や競技での自己ベストを発揮できる飲食提供の実現や、大会は東日本大震災から復興しつつある姿を国内外に発信する機会であることから、被災地産食材を活用したメニュー提供、日本の食文化の発信を効果的に行うことなどの基本的な考え方が盛り込まれた。同年6月には「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材調達に関する取組方針」により、オリンピック・パラリンピック競技大会史上初の取組となる大会の飲食提供の場において食材の産地名等の表示ができることを公表し、9月には同取組方針に基づき「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材供給に関する意向調査」を実施し、12月に意向調査結果を組織委員会に提供するとともに、意向調査結果(要約版)を公表した。令和元(2019)年5月には同調査の第2回として、選手村カジュアルダイニングに向けた食材供給に関する意向調査を実施し、8月に意向調査結果を組織

委員会に提供するとともに意向調査結果(要約版)を公表した。組織委員会のメニュー策定の過程で、選手村の食堂で被災県を含む 47 都道府県の食材を活用する方針や食材の産地表示方法が示された。

①大会前の取組

○ホストタウンでの取組

令和2(2020)年1月、ホストタウンを訪問する選手等に対して日本の食文化の魅力を発信するため、ホストタウンと高校生等が連携して、大会の調達基準に位置付けられている GAP 認証の食材を活用した料理開発でおもてなしに取組む、「GAP 食材を使ったおもてなしコンテスト」が実施された。

また、令和3(2021)年2月には、ホストタウンと地元商店街や高校生等が連携してホストタウンを訪問する選手等の国・地域の食について理解を深める研修とあわせて、GAP 認証の食材を活用したおもてなし料理の開発に取組む、「世界のおもてなし料理プロジェクト」が実施された。

令和3(2021)年7月には、これまでに開発したおもてなし料理を料理の専門家と一緒にブラッシュアップし、料理を試食しつつ大会参加国・地域の関係者とのオンライン交流が実施された。

[おもてなし料理開発の様子]



写真提供：内閣官房

[オンライン交流の様子]



写真提供：内閣官房

○持続可能性に配慮して生産された食材の活用の普及

東京 2020 大会の調達基準を満たした認証食材の活用を継続した取組にしているため、中央合同庁舎 8 号館食堂(事業者:(株)ニッコトラスト)等の官公庁、地方自治体、及び一般企業の職員食堂で被災地産の認証食材を活用したサステナブルメニューフェアを継続的に開催した。

[サステナブルメニューフェア①]



写真提供：内閣官房

[サステナブルメニューフェア②]



写真提供：内閣官房

②大会期間中の取組

東京 2020 大会の期間中、選手村の食堂では、持続可能性に配慮した調達基準を満たした食材を活用した上で、特にカジュアルダイニングでは全国の多様な食材を活用したメニューを提供し、日本食の生鮮食材は、全て国産食材を使用した。また、大会史上初の産地表示、産地情報の発信をし、産地情報をカジュアルダイニングのモニターで発信するなど、日本各地の魅力を選手に伝えた。

大会後、令和3(2021)年9月に第6回 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議を実施し、大会における日本の食文化の発信について、選手村での国産食材の活用状況や日本の食文化発信の状況等の総括を行った。

[カジュアルダイニングの様子]



写真提供：Tokyo2020

[カジュアルダイニングでの産地表示]



写真提供：Tokyo2020

③大会後の取組

大会前及び大会期間中に実施した食文化発信を継続した取組にしていくため、東京 2020 大会の調達基準となった GAP 認証の取得等を引き続き推進し、その活用を後押しするとともに、農林水産物の輸出促進や日本の食材・おもてなしの心のすばらしさの発信につながるよう継続して取り組んでいく。

また、食品ロス削減全国大会の開催支援や、食品ロス削減につながる啓発資材の作成等を通じて、食品関連事業者・地方公共団体・消費者への食品ロス削減を普及・啓発していく。また、「東京栄養サミット 2021」(令和3(2021)年 12 月 7 日～8 日)の農林水産省主催サイドイベントにおいて、「栄養課題解決に向けた日本の知見と提言」と題するセッションを開催し、日本の食文化や食習慣について世界に発信した。

(2)木材利用

施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、組織委員会で構成する「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム」を設置し、6回開催した。

(参考:2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム概要)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における木材利用等に関するワーキングチーム(平成 27 年 10 月設置)

- ・設置目的:競技施設、選手村、仮設構造物等における木材利用を推進するため
- ・座 長:内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
- ・構 成 員:関係省庁審議官等

①大会期間中の取組

東京 2020 大会の期間中の選手の生活を支える施設であり、雑貨店等の店舗、カフェ、メディアセンター等が配置された選手村ビレッジプラザについては、公募に応じた全国 63 自治体から木材の無償提供を受け、持続可能性の観点から、木造仮設として大会時利用した後に解体、再び提供元の自治体へ木材を返還し、公共施設等に活用することで大会後のレガシーとする「日本の木材活用リレー」が実施された。国立競技場の軒や庇には全国 47 都道府県から調達した木材が使用され、スタジアムの方位に応じて配置されたほか、屋根構造材にも約 2,000 立方メートルの木材が利用され、杜のスタジアムとして公開された。そのほか、有明体操競技場や有明アリーナなど、木材を多用した競技会場が完成した。

大会前及び大会期間中に、これら施設が国内外のメディアにより好意的に報道されるなど、国内外の方に日本の木の文化の魅力を PR した。

②大会後の取組

上記を踏まえ、大会後は、「日本の木材活用リレー」で返還された木材が公共施設等へ活用されるほか、選手村ビレッジプラザにおいても利用された CLT (Cross Laminated Timber: 直交集成板) を含めた木材の利用がより一層促進されるよう取り組んでいく。

[選手村ビレッジプラザ]



©Tokyo2020/Uta MUKUO

6 スポーツ立国の実現

(1) スポーツに関する政府の総論的な方針

スポーツ基本法に基づき、大会開催期間前後を含む令和3(2021)年度までの5年計画である第2期スポーツ基本計画が平成 29(2017)年3月に策定された。同計画では、東京 2020 大会を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進することで、「一億総スポーツ社会」を実現することとした。

第2期スポーツ基本計画においては、第2章で既に述べている、メダル獲得へ向けた競技力の向上、アンチ・ドーピング対策の体制整備、新国立競技場の整備、教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及等の内容のほかに、以下(2)～(4)のような施策が総合的かつ計画的に取り組むべき施策として挙げられている。

また、第2期スポーツ基本計画は令和3(2021)年度が期末となっており、令和4(2022)年3月に令和4年度から令和8年度までの第3期スポーツ基本計画が策定された。同計画においては、東京 2020 大会のスポーツレガシーの継承・発展に向けて、重点的に取り組むべき施策等を定めており、詳細は第4章に記載している。今後は、策定された第3期スポーツ基本計画に基づき、スポーツ立国の実現に向けた取組を行う。

また、東京 2020 大会をはじめとした世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、平成 30(2018)年6月にスポーツ基本法を一部改正し、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とするなどの改正が行われた。

加えて、同月に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律も成立し、令和2(2020)年以降、「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められた。

(2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

スポーツ参画人口の拡大に向けては、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実や住民が主体的に参画可能な地域のスポーツ環境の整備等を通じて地域・学校等におけるスポーツ活動を推進したほか、モデル・コア・カリキュラムの導入によるスポーツ指導者の資質向上やスポーツ審判員の顕彰等によるスポーツに関わる多様な人材の育成・確保を推進した。その結果、成人の週一回以上のスポーツ実施率が 45.1%(2013 年度)から 56.4%(2021 年度)に増加することとなった。令和元年度には、一人でも多くの方がスポーツを楽しみ、スポーツを行うことが生活習慣の一部となるような社会を目指し、東京 2020 大会のレガシーに向けた「Sport in Life プロジェクト」を実施し、国民のスポーツ実施に向けた大きな推進力や相乗効果を生み出すことを目的に、本プロジェクトの趣旨に賛同した団体・企業等で構成するコンソーシアムを立ち上げた。

上記を踏まえ、引き続き、国民のスポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成に取り組

むとともに、スポーツを実施しているが頻度が週1回に満たない層とスポーツ非実施層といった2つの階層へのアプローチを進めていく。

(3) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組んだ。障害者スポーツについては、障害者のスポーツ実施率等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、障害者スポーツ団体の連携や体制整備への支援等によって、障害者スポーツ団体の体制の強化を図る事業を実施した。また、スポーツ車椅子、スポーツ義足等の障害者スポーツ用具のレンタル等を実施するとともに、スポーツ用具の保守・調整や使い方の指導を行える人材等を備えた拠点(障害者スポーツの普及拠点)を整備することを目指し、関連の取組を順次実施した。その結果、障害者の週1回以上のスポーツ実施率は18.2%(2013年度)から31.0%(2021年度)に増加することになった。

上記を踏まえ、引き続き、誰でも等しくスポーツが実施できる環境の構築に向け、多様な主体におけるスポーツ実施環境の整備等に取り組む。

スポーツを通じた経済・地域の活性化に向けては、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模5.5兆円を令和2(2020)年までに10兆円、令和7(2025)年までに15兆円に拡大することを目指し、スタジアム・アリーナ改革や、他産業との融合による新事業創出等を支援するスポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の構築・推進、大学スポーツの振興等を通じたスポーツの成長産業化を推進するとともに、地域スポーツコミッションへの活動支援や、文化庁・観光庁と連携した、スポーツと文化芸術を掛け合わせた観光資源創出の推進等による地域活性化を推進した。

上記を踏まえ、引き続き、スタジアム・アリーナ改革やスポーツ分野と他産業との融合の促進、スポーツツーリズム等の取組の促進等の施策を通じて、スポーツを通じた経済・地域の活性化を図る。

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

平成30(2018)年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定するとともに、同アクションプランに基づき、同月に「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」を設置し、中央競技団体のガバナンス確保に取り組むための緊密な連携体制を構築した。さらに、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」について、令和元(2019)年6月に中央競技団体向けコードを、8月に一般スポーツ団体向けコードをそれぞれ策定した。そして、令和2(2020)年度から、中央競技団体は毎年自らの取組状況を説明・公表するとともに、4年ごとに自らが加盟する統括団体から、ガバナンスコードに基づく適合性審査を受けることとなった。

上記を踏まえ、引き続き、スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指し、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

7 健康増進・受動喫煙防止

(1) スポーツを通じた健康増進

東京 2020 大会の開催は、個人のスポーツを通じた主体的な健康増進を促進する契機となる。平成 26(2014)年7月に閣議決定された第1期の「健康・医療戦略」に基づき、平成 26(2014)年度から令和元(2019)年度まで、大会開催決定を契機として日本全国でスポーツを通じた健康づくりの意識を醸成するため、産学官の連携により、幼児から高齢者、女性、障害者の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備、スポーツ医・科学の研究成果の活用を推進した。引き続き、令和2(2020)年3月に閣議決定された第2期の「健康・医療戦略」においても、環境整備や研究成果の活用を推進するとともに、地域のスポーツツーリズムを促進することとしている。また、第2期スポーツ基本計画では、国民が生涯にわたり心身とも健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することとしており、前述のとおり地域・学校等におけるスポーツ活動の推進によるスポーツ参画人口の拡大等の取組を進めた。また、平成 30(2018)年 12 月に開催した連絡・連携会議において、beyond2020 プログラムを他分野へ展開することを決定したことを受け、東京 2020 大会を弾みとして、個人の主体的な健康増進の取組の促進を図るため、健康面等でのレガシー創出に資する取組を認証する beyond2020 マイベストプログラムを創設し、令和2(2020)年7月 24 日に向けた「マイベスト目標」を掲げる個人を支援する事業について 87 件を認証した。

上記を踏まえ、引き続き、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

(2) 受動喫煙防止

受動喫煙防止については、平成 22(2010)年7月、世界保健機関と IOC が、たばこのないオリンピックを共同で推進することについて合意しており、近年のオリンピック開催地及び開催予定地の全てが罰則を伴う対策を講じていた。こうしたことも踏まえ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、平成 28(2016)年1月、関係府省庁連絡会議の下に「受動喫煙防止対策強化検討チーム」を立ち上げ、平成 30(2018)年に、法整備の骨格や受動喫煙対策に係る支援措置、周知啓発を内容とする「「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方」を公表した。同年7月には、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた健康増進法の一部を改正する法律が成立し、段階的な施行を経て、令和2(2020)年4月に全面施行された。

上記を踏まえ、引き続き、各種支援策の推進、普及啓発の促進も含めた、総合的かつ実効的な取組を推進するとともに、関係府省庁等と連携した、関係団体への法律の周知など、法律の円滑な施行を図る。

(参考:受動喫煙防止対策強化検討チーム概要)

受動喫煙防止対策強化検討チーム(平成28年1月設置)

- ・設置目的:2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため
- ・座長:内閣官房副長官(事務)
- ・副座長:内閣官房副長官補(内政担当)、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長、厚生労働事務次官
- ・構成員:関係省庁審議官等

8 共生社会の実現

東京 2020 大会の開催が決定した平成 25(2013)年以降、政府としては、「パラリンピックの成功なくして、東京大会の成功なし」との認識の下、これまでにない最高の環境を整えるとともに、大会を契機として、子供から大人まで、障害の有無にかかわらずお互いの尊厳を大切にしよう共生社会の実現に向けて取り組んできた。

障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せるパラリンピック競技大会の開催は、障害者・高齢者にとどまらず、人々の心の在り方を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う心のバリアフリーの取組について、国民全体を巻き込んで展開した。

東京パラリンピック競技大会は、東京都による同大会後の都民意識調査(令和4(2022)年1月 28 日公表)によれば、同大会を見た人は4割を超え、障害のある人への理解が進んだと回答した人が約3割、また、東京都内のバリアフリー化が進んだと回答した人が約6割となるなど、人々の意識を変化させる大会となった。

(1) 共生社会の実現に向けた体制の整備

平成 27(2015)年 11 月に閣議決定されたオリパラ基本方針において、東京 2020 大会を契機として、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、全国展開を見据えつつ、東京においてユニバーサルデザインの街づくりを進めることで、共生社会を実現し、障害のある人等の活躍の機会を増やしていくことが位置付けられた。

さらに、平成 28(2016)年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」等が閣議決定され、大会を契機として「ユニバーサルデザインの社会づくり(心のバリアフリー、街づくり)」を促進することが位置付けられた。

また、平成 29(2017)年2月、オリパラ推進本部の下に設置された「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」において、障害当事者団体等の意見も踏まえ、共生社会の実現に向けた取組の実効性を高めるため、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画を決定した。本行動計画に基づき、特に、①今後、障害のある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること、②「新学習指導要領」(平成 29(2017)年3月改訂)を踏まえ、全ての子供たちへの心のバリアフリー教育を充実すること、③街づくりのユニバーサルデザインに関する法律を含む諸制度の見直しに着手することとされた。

平成 30(2018)年 12 月には、同閣僚会議の第3回会合を開催し、障害者の視点を施策に反映させる更なる枠組みとして、「ユニバーサルデザイン 2020 評価会議」を創設し、本会議を通じ、ユニバーサルデザインタクシーの改善、ホテルのバリアフリー化の推進、障害者割引の利用者利便の改善を図るなど行動計画の実行の加速化を図った。

(参考:ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議構成員)

ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議 (平成 29 年 2 月設置)

- ・設置目的: 東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため
- ・議長: 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
- ・副議長: 内閣官房長官
- ・構成員: 担当大臣

(参考:ユニバーサルデザイン 2020 評価会議構成員)

ユニバーサルデザイン 2020 評価会議 (平成 30 年 12 月設置)

- ・設置目的: 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、UD 行動計画の加速化を図るため
- ・議長: 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
- ・構成員: 障害者当事者団体、学識者等

(参考:ユニバーサルデザイン 2020 行動計画概要)

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会(パラリンピックを契機として)
2. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画
3. 今後の施策の実行性担保
 - 1) 施策の実施状況の確認等
 - 2) 「ユニバーサルデザイン 2020 好事例」の認定

II. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

- ① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- ② すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

- ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開
- ④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組
- ⑤高等教育(大学)での取組
- 2)企業等における「心のバリアフリー」の取組
 - ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施
 - ②接遇対応の向上
 - ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組
- 3)地域における取組
 - ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
 - ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方
 - ③その他
- 4)国民全体に向けた取組
 - ①障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進
 - ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施
 - ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動
- 5)障害のある人による取組

Ⅲ.ユニバーサルデザインの街づくり

1. 考え方

東京大会を契機として、身体障害(聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等)、知的障害、精神障害(発達障害を含む)等様々な障害のある人(身体障害者補助犬を同伴した人を含む)も移動しやすく生活しやすいユニバーサルデザインの街づくりに向けて、より一層、強力かつ総合的に、国、地方公共団体、民間が一体となって取組を進めていく必要がある。

(中略)

また、バリアフリー施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人の参画が重要である。

2. 具体的な取組

- 1)東京大会に向けた重点的なバリアフリー化
 - ①競技会場におけるバリアフリー化の推進
 - ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進
 - ③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進
 - ④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進
 - ⑤リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進
- 2)全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進
 - ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正
 - ②観光地のバリアフリー化

- ③都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの推進
- ④公共交通機関等のバリアフリー化
- ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援
- ⑥トイレの利用環境の改善

(2) 共生社会の実現に向けた法制度の整備

東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現のため、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づき法制度の整備を行った。平成 29(2017)年2月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)及び関連施策の見直しに着手し、同年6月に取りまとめた見直しの方向性を柱とする改正バリアフリー法が平成 30(2018)年5月に成立し、平成 31(2019)年4月に全面施行された。改正法には、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化する理念規定が定められるとともに、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設や公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進等が規定された。

また、共生社会ホストタウンの取組拡充等を受け、東京 2020 大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる改正バリアフリー法が令和2(2020)年5月に成立した。この改正法の成立により、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務の対象への追加や、公共交通事業者等に対し、ハード対策に加え、心のバリアフリーの観点からのソフト対策の強化の義務、努力義務化等が規定された。

さらに、歩行者や車椅子の安全・円滑な通行を確保するため、占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」を追加すること等を内容とする道路法等の一部を改正する法律についても平成 30(2018)年3月に成立し、9月に施行された。

加えて、平成 28(2016)年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、令和3(2021)年に改正され、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置(相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等)が講じられた。

(3) 心のバリアフリーの実現

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として取りまとめた。

心のバリアフリーの実現に向けて実施すべき取組については、学校、企業、地域及び国民全体、そして障害のある人による取組に分けて取りまとめ、政府は、本行動計画に基づき各種施策を実施した。

①心のバリアフリー教育

平成 29(2017)年3月に学習指導要領を改訂し、道徳をはじめ各教科や特別活動等において、心のバリアフリーに関する理解を深めるための指導や教科書等の充実を図ること、様々な教科等において障害のある人との交流及び共同学習等の機会を設けるよう配慮すること等を盛り込んだ。各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、新学習指導要領の趣旨等の周知を行い、令和2(2020)年度から小学校、令和3(2021)年度から中学校において、全面的に実施された。こうした趣旨を実現するため教員の資質向上に向けて、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(平成 29 年文部科学省告示第 55 号)を策定、周知した。

また、令和元(2019)年 11 月には、授業等で活用できるよう「心のバリアフリーノート」を作成し、ホームページで公表するとともに教育委員会等に周知し、全国的な普及・活用を図った。

さらに、教育職員免許法の改正(平成 28 年 11 月)及び同法施行規則の改正(平成 29 年 11 月)により、教職課程で履修すべき事項が全面的に見直され、令和元(2019)年度入学の学生から「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を受講することを必須とした。

学校における交流及び共同学習の推進については、「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、学校における障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習等の推進方策について検討を行い、平成 30(2018)年2月に報告を取りまとめた。

令和2(2020)年 11 月には、全国各地で実施されている交流及び共同学習の取組事例の中から、各自治体の参考となる優れた実践事例をまとめ「交流及び共同学習オンラインフォーラム」として公開し、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実を図った。

スポーツ等を通じた「心のバリアフリー」の普及については、第 18 回全国障害者スポーツ大会(平成 30 年 10 月)において、障害の有無にかかわらずスポーツのすばらしさや感動を共有できる対価を目指した試みとして、国民体育大会との融合を推進した。

また、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツ大会について SNS 等で情報発信するとともに、オンラインによるパラアスリート派遣やパラアスリートのメッセージ動画配信、IPC 公認教材「I'm POSSIBLE」日本版の小・中・高・特別支援学校への無償配布等を実施した。パラリンピック開催期間中には、約 15,000 人の児童・生徒が競技会場で応援(学校連携観戦)し、パラリンピアン活躍を通じて共生社会について学んだ。

[パラアスリートとのオンライン交流]



写真提供：日本財団パラスポーツサポートセンター

[心のバリアフリーノート]



写真提供：文部科学省

②心のバリアフリーの普及

東京 2020 大会を契機として「心のバリアフリー」を推進するため、障害者団体等の関係者や学識経験者、民間企業の参画を得て、「心のバリアフリー」を学ぶための集合研修のプログラムのひな型として「汎用性のある研修プログラム」を平成 28(2016)年度に作成した。平成 29(2017)年度は、これに基づき、これまで事業者ごとにばらつきのあったサポート方法についての共通化を図るなど、接遇を行う業界(交通、観光、流通、外食等)における全国共通の接遇マニュアル・ガイドラインの策定を進めた。

令和3(2021)年2月には、公共交通事業者向け「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用体験実施マニュアル(案)」を策定し、同月に公共交通事業者向け「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(認知症の人編)」を、同年7月に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(追補版)」をそれぞれ公表した。あわせて、広く国民にアプローチするための入門編として、中学生以上の者を対象にアニメーション動画で心のバリアフリーを学べる教材を障害当事者等の参画の下で作成し、平成 30(2018)年度は、各業界において、研修等を通じて、これらのマニュアルの普及・推進を進めた。

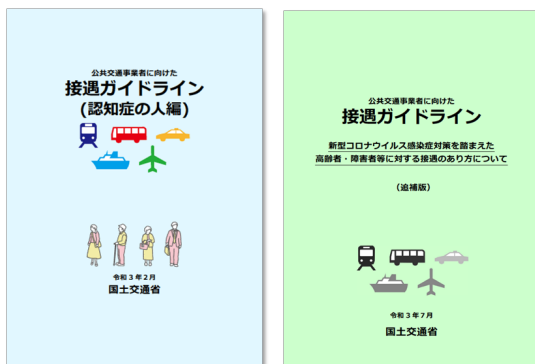
国家公務員に向けては、心のバリアフリーを学べる教材を用いて、研修を実施し、平成 29(2017)年度は、入省3年目の職員、課長補佐級の職員に対して、平成 30(2018)年度は、それに加えて、新任幹部研修の職員に対しても実施するとともに、地方公務員向け研修を令和元(2019)年度から実施した。平成 29(2017)年度には、障害者等に対する国民の理解の一層の促進を図るため、心のバリアフリー推進事業を創設し、地域に根ざした心のバリアフリーを広めるための取組を市町村と連携して行う都道府県を支援しており、この事業における地方公共団体の取組事例を広く周知することにより、地域の人々に心のバリアフリーを浸透させるための取組を引き続き進めていくこととしている。

また、心のバリアフリーの普及のため、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会や日本財団パラリンピックサポートセンター(現:日本財団パラスポーツサポートセンター)、社会福祉協議会と連携し、一般の方に対して車椅子体験教室やパラアスリート等障害当

事者による心のバリアフリー研修等を推進するとともに、イベントや学校におけるパラスポーツ体験の普及により障害への理解を促進した。

さらに、バリアフリー法改正を受けて創設した、ソフト面のバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組んでいる観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設し、令和3(2021)年9月に66施設、令和4(2022)年3月までに合計243施設を認定した。

[公共交通事業者向け待遇ガイドライン]



写真提供：国土交通省

[パラアスリートによる心のバリアフリー研修]



写真提供：日本財団パラスポーツサポートセンター

③その他の取組

令和2(2020)年6月には、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方をつなぐ電話リレーサービスを公共インフラとして整備する聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が成立し、令和3(2021)年7月からサービスを開始した。

また、NHKにおいて、オリンピックの閉会式、パラリンピックの開閉会式の中継を手話付きで放送した。

(4)ユニバーサルデザインの街づくり

東京2020大会の開催は、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機であった。ユニバーサルデザイン2020行動計画では、大きく①東京2020大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、競技会場や公共交通機関のバリアフリー化など幅広い施策を取りまとめ、政府は、本行動計画に基づき各種施策を実施した。

①ユニバーサルデザインの街づくりに向けた取組

ユニバーサルデザインの街づくりに向けては、1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設において原則100%バリアフリー化するなど、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標達成に向けた取組の推進を行った。

また、交通バリアフリー基準・ガイドラインについて、平成 28(2016)年度より見直しの検討を進め、平成 30(2018)年2月に一定の結論を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、同年3月に改正した。具体的には、車椅子使用者等が移動しやすい環境の整備を図るため、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化、駅等におけるバリアフリールート shortest route 化、大規模な鉄道駅についてはバリアフリールートの複数化の義務付け等を行った。

さらに、令和2(2020)年 11 月、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和3(2021)年度以降の次期目標に関する最終取りまとめが行われるとともに、バリアフリー法基本方針が令和3(2021)年4月に改正され、新たなバリアフリー整備目標が定められた。

②公共交通機関のバリアフリー化

ユニバーサルデザインタクシーの導入促進については、車両の改良や実車を用いた研修の実施促進のほか、予算補助及び税制特例により、事業者による導入に対し、継続的に支援を実施した。令和2(2020)年3月には、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領を改正し、UD タクシーの搭載スロープの耐荷重を 200kg から 300kg に上げるとともに、地方部を含めた更なる導入促進のため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までのバリアフリー法に基づく基本方針における目標において「各都道府県における総車両数の約 25%を UD タクシーにする」という目標を新設した。

新幹線のバリアフリー化については、公共交通移動等円滑化基準(省令)の改正により、新幹線における車椅子用フリースペースの設置を令和3(2021)年7月から義務化しており、同年9月末時点で 12 編成が対応した。

空港におけるバリアフリー化については、空港ターミナルビル等のバリアフリー・ユニバーサルデザインをより一層推進するため、「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」(空港旅客ターミナルビル等のバリアフリーに関するガイドライン)を平成 30(2018)年に改定した。

また、成田空港において、航空会社と協働した搭乗体験プログラムの実施、カームダウン・クールダウン用のスペースの設置、空港予習冊子の導入といった発達障害の特性のある方や知的、精神障害の方に対する各種施策を実施した。

平成 29(2017)年4月には、障害者割引における利用者利便の向上のため、関西を中心に岡山、静岡を含めた 63 者の鉄道・バス事業者で構成するスルッと KANSAI 協議会が特別割引用 IC カードを導入した。関東を中心に Suica、PASMO を導入している鉄道・バス事業者で組織する「関東 IC カード相互利用協議会」においても、令和4(2022)年度後半を目途に障害者用 IC カードのサービスを開始することが令和3(2021)年6月に発表された。

加えて、障害者割引の利用者利便の改善のため、公共交通機関の障害者割引の適用時に、障害者手帳以外の方法による本人確認も可能なことを明確にする国の通知等の改正を平成 31(2019)年1月から順次実施した。

ユニバーサル社会の構築に向けては、民間事業者等が多様なサービスを提供できる

環境づくりのため、屋内空間の統一的な電子地図などの空間情報インフラの整備推進及び施設や経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化を推進し、平成 29(2017)年度は、新横浜駅から横浜国際総合競技場までを対象に、勾配や段差などの情報を含んだ屋内外シームレスな電子地図等を整備し、段差のない経路を案内するナビゲーションサービスの実証実験や、東京駅周辺において、視覚障害者向けに音声で案内する実証実験、効率的に整備・更新する手法の検討、競技会場(皇居外苑、武道館等)周辺における施設や経路のバリアフリー情報の収集及び当該情報のオープンデータ化の実施等を行った。平成 30(2018)年度は、引き続き主要駅において、バリアフリー情報を収集するとともに、収集済み情報のチェック・更新に関する実証実験を行った。令和元(2019)年度からは、インターネットによる公共交通のバリアフリー経路案内について、多言語、スマートフォン、読み上げに対応するとともに、鉄道駅において車椅子使用者が単独乗降しやすい環境を整備するため、ホームと車両の段差・隙間の縮小に向けた整備を推進し、これと合わせ、単独乗降しやすい駅のマップ化や、ホームでの案内表示の共通化、Web・アプリを通じた情報発信を行っている。

[ユニバーサルデザインタクシー]



写真提供: 国土交通省

[新幹線の車椅子用フリースペース]



写真提供: 国土交通省

③ホテル・飲食店のバリアフリー化

ホテル又は旅館の客室数の基準の見直しについて検討し、一定規模以上のホテル又は旅館を建築する場合に設置が義務付けられている車椅子使用者用客室の数を現状の1室以上から客室総数の1%以上に引き上げるため、平成 30(2018)年 10 月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令を改正し、令和元(2019)年9月に施行した。建築物のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」については、平成 31(2019)年3月に、車椅子使用者用客室と一般客室のバリアフリー対応の水準の見直し、多様な優良事例の追加等の記載の充実を図るため追補版を作成したほか、令和3(2021)年3月には、小規模店舗のバリアフリー設計の考え方の追加や、重度の障害・介助者等に配慮した寸法の見直し等を主な内容とする改正を行い、公表した。

④競技会場のバリアフリー化

令和元(2019)年 11 月、障害当事者の意見を取り入れつつ、整備を進めた新国立競技場が完成した。国立競技場においては、車椅子席を約 500 席設けたほか、発達障害者等のためのカームダウン・クールダウンスペースや男女共用トイレ、補助犬用のトイレを設置するなど様々な障害者に配慮した設備を整備した。また、国立代々木競技場においても、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に対応するため主要通路や観客席等のバリアフリー化工事等を実施した。

平成 30(2018)年 10 月には、「ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁等連絡会議」を立ち上げ、全国各地からパラリンピック選手が集まるNTC屋内トレーニングセンター・イースト(東館)の供用開始に先立ち、周辺の交通バリアフリー環境の改善を積極的に進めるべく、平成 31(2019)年3月に「ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化に関する当面の整備方針」を取りまとめ、関係機関において、音響式信号機の設置や誘導用ブロックの整備等を行った。

[国立代々木競技場の車椅子席]



写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター

[ナショナルトレーニングセンター・イースト]



写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター

⑤その他の取組

令和2(2020)年 12 月、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂するとともに、エレベーターを要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備するなど、公立小中学校等における令和7(2025)年度末までの整備目標を設定した。また、令和3(2021)年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する補助率を1/3から1/2に上げたほか、全国の学校設置者を対象とした講習会開催や事例集作成等の普及啓発を実施した。

車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進についてのポスター・チラシを作成し、令和3(2021)年4月に適正利用に関する広報啓発を実施した。

高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)について、「多機能トイレ」「多目的トイレ」等ではなく、機能分散を推進し、その効果が現れるような表記等による周知、広報啓発の充実等の取組方針を取りまとめ、適正な利用を推進した。

これらのユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づいた取組については、令和3(2021)年 11 月に開催した第5回ユニバーサルデザイン 2020 評価会議において報告され、こうした機運を一過性のものにする事なく、共生社会の実現に向け、日本全国に広げていくことが重要であり、各主体が連携を図りつつ今後とも取組を継続していくことが期待されるとの総括が行われた。

上記を踏まえ、引き続き、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向け、第4次障害者基本計画や令和3(2021)年度より開始した新たなバリアフリー整備目標等に基づき、バリアフリー化された公共施設・交通インフラ等を整備するとともに、心のバリアフリー等、世界に誇れる共生社会の実現に向けた取組を推進していく。

9 第3章参考資料

参考1

復興オリンピック・パラリンピックに係る政府の取組

— 2021年に開催される2020年東京大会開催を契機に
「被災地復興」を後押しする政府の取組について —

令和2年8月25日

内閣官房オリパラ事務局

復興庁

2021年に開催される2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会（以下、東京オリンピック・パラリンピック競技大会）は、復興オリンピック・パラリンピックと位置づけられており、大会が延期になった現在も、その重要性は変わることはなく、本年6月にIOCと組織委員会が公表した大会の位置づけにおける「共通理念」においても、「復興」が大会の重点の1つとして改めて確認された。

また、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」を踏まえ、関係各府省の復興オリンピック・パラリンピックに係る施策を確実に実行する観点から、別紙のとおり、その取組を強力に進める。

これらの取組により、東日本大震災の被災地の復興を後押しするとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。

○「復興ありがとうホストタウン」の推進（内閣官房）

- ・ 「復興ありがとうホストタウン」の推進を通じて、これまでに支援を受けた国・地域へ復興した姿を発信するとともに、各地の取組を全面的に支援する。
- ・ 「復興ありがとうホストタウン」を含むホストタウンにおける新型コロナウイルスの感染症のリスク低減対策等についての取組を支援する。特に、Web 等のツールを活用した交流を続けつつ、継続したホストタウン交流につなげる。
- ・ 2019年6月に設立した「復興ありがとうホストタウン連絡協議会」の枠組みを活用するほか、「復興ありがとうホストタウンサミット」を通じ、相互の情報交換や共同の情報発信等を進め、連携した取組を東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして根付かせる。

○「復興ありがとうホストタウン」の国際的な情報発信（内閣官房・外務省）

- ・ 2019年9月に在ロサンゼルス日本国総領事館、ジャパン・ハウス ロサンゼルス、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局、外務省の共催で、ジャパン・ハウス ロサンゼルスにて、米国を相手国とする復興ありがとうホストタウン（岩手県花巻市、大船渡市、福島県喜多方市、南相馬市）の交流や地域の魅力をPRするイベントを開催した。引き続き、ホストタウンが将来開催国にレガシーとして引き継がれることを目指す。

○被災地へのインバウンド等の促進（観光庁）

- ・ 東北観光復興対策交付金の活用により地方公共団体が実施する滞在コンテンツの充実・強化等の取組を支援するとともに、日本政府観光局（JNTO）において東北に特化した海外主要市場向けプロモーションを集中的に実施する。
- ・ 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する国内向け風評被害対策や、教育旅行の再生などの震災復興に資する観光関連事業を支援する。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を最大限に生かし、東北6県が広域的に連携した観光施策の更なる展開を図る。

○被災地の産業支援（経産省）

- ・ 東北地方の魅力ある地場産品などの地域資源を含め観光需要につなげる取組を

支援する。

- ・ 2019年11月に仙台市において、Regional Business Conference (RBC) を開催。防災 ICT 技術をテーマとして、フィンランド企業8社を招へいし、トップセールスやビジネスマッチングを実施した。今年度は福島県及び仙台市が連携し、防災・減災関連技術をテーマに開催の準備を進めており、引き続き、地域の魅力的なビジネス環境の対外発信を行う。
- ・ 2020年3月に稼働を開始した福島水素エネルギー研究フィールドにおいて、水素イノベーション拠点として、再エネ由来水素の製造技術実証を進めるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際に、燃料電池自動車や選手村等で水素を活用することにより、日本の高い水素・燃料電池技術や福島の復興を世界にアピールしていく。

○被災地の食材等の活用と風評の払拭（農水省）

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、安全・安心を確保した売れる農林水産物づくりを通じた被災地復興を図るため、福島県農林水産業再生総合事業等を通し、生産者の第三者認証 GAP の取得や有機農産物の生産拡大、水産エコラベルの取得等の取組を支援する。
- ・ 輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組み、各国・地域への科学的根拠に基づく輸入規制の緩和、撤廃の働きかけを引き続き粘り強く行う。国内では、福島県産を始め被災地産食品の販売フェア等により風評の払拭を図り、引き続き取組を進めるとともにその安全性とおいしさを、テレビやWeb等を通じて発信していく。
- ・ 被災地において花き産業が成長産業になるよう、品目ごとの生産・需要状況等の特徴に応じ、生産から流通・消費拡大まで一貫した取組や生産性向上が期待される技術の普及等を支援する。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火リレー等での被災地産花きの活用を促進する。
- ・ 国立競技場やビレッジプラザなどの東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設に被災地産のものも含め、森林認証材が多く採用されたことを契機として、森林認証材を含めた被災地産木材の需要拡大を進める。

○文化プログラムの実施等による被災地の文化発信（文化庁）

- ・ 文化プログラムの中核を担う「日本博」においては「被災地復興」を主な柱の一つとして掲げ、審査において積極的に評価する。関連プロジェクトを被災地を含む全国各地で展開するとともに、日本博の成果としてのコンテンツを積極的に発信することにより、被災地への誘客を含め国内需要の一層の喚起や将来的なインバウン

ドの拡充につなげる。

○地域復興の意識を高めるオリパラ教育の推進（スポーツ庁）

- ・ 全国で展開するオリパラ教育のうち、被災地においては子どもたちの地域復興への意識を高める取組を推進する。特に宮城県においては、生徒のいしのまき復興マラソン大会への参加や被災地住民とのスポーツ交流などの取組を行った。
- ・ 今後の被災地での事業実施にあたっては、被災県及び教育委員会と連携し、「復興ありがとうホストタウン」の市町村において「オリパラ教育推進校」の指定を推進する。

○被災地の情報発信強化（復興庁、外務省、環境省等）

- ・ 復興五輪連絡調整会議の枠組み等を活用しながら、被災自治体や関係機関と連携し、あらゆる機会を捉え、被災地の復興しつつある姿や魅力を世界に発信する。その際、大会の簡素化や新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、「復興五輪」として情報発信の機会を十分に確保できるよう取り組む。
- ・ これまで、2019年10月のワールド・プレス・ブリーフィング（第2回）レセプションや同年12月の国立競技場オープニングイベントにおいて被災地の食材・花などの魅力や復興の情報を発信してきたところであり、引き続き、復興庁ホームページ「復興ポータルサイト」における復興の情報や東京大会に関する情報の発信を充実させるなどの取組を進める。また、「復興五輪」海外発信プロジェクトとして、復興大臣等による在京大使館関係者との意見交換を通じ、被災地産農林水産物の風評払拭・輸入規制撤廃等の情報発信を実施する。
- ・ 世界各地の在外公館でオリパラ機運醸成事業を進めるほか、国内での駐日外交団等を対象とした事業（レセプション、セミナー、ツアー等）をはじめ様々な外交機会を活用し被災地の復興状況と地域の魅力を発信する。
- ・ 2020年2月に外務大臣及び岩手県知事共催レセプションを飯倉公館で実施し、駐日外交団等に対し、復興への歩みの中で、ホストタウン交流を含めたグローバルで力強い取組を進めていることをアピールし、食を含めた地域の魅力を発信した。
- ・ 2019年6月にG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合におけるブース展示において、福島における環境再生事業について説明したほか、新宿御苑にて福島県の環境再生へ向けた取組を4回のイベントで情報発信した。引き続き、環境再生に向けた取組の進捗状況を発信するとともに、海外での風評払拭のため、環境再生事業で得られた経験・教訓等を発信する。

○被災地での競技実施に対する支援（スポーツ庁）

- ・ 被災地の競技会場である福島県営あづま球場、宮城スタジアムの施設整備をスポーツ振興くじ助成（toto 助成）により支援した。
- ・ ラグビーワールドカップ 2019 の競技会場である釜石鵜住居復興スタジアムについても同様に支援した。

○1964 年東京大会の炬火台の巡回・展示（スポーツ庁）

- ・ 1964 年東京大会で使用された旧国立競技場の炬火台について、宮城県石巻市（2014 年 12 月～2019 年 5 月）、岩手県では盛岡市のほか、釜石市や陸前高田市（2019 年 5 月～7 月）で展示を実施した。
- ・ 福島県では、福島市（2019 年 7 月～9 月）において巡回・展示した。

<参考：聖火及び競技関係の復興オリンピック・パラリンピックに関する実績

出典 東京大会を契機とした主な施策の進捗状況について 2020 年 7 月 22 日公表>

（復興オリパラ）

被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信し、被災地の人々を勇気づけるとともに、被災地の生業の再生や観光の振興に寄与するため、復興ありがとうホストタウンの推進や被災地の文化・食文化等の発信を推進。

<進捗状況>

- ・ 宮城県にある航空自衛隊松島基地での聖火到着式（2020年3月20日）
- ・ 聖火を活用した「復興の火」の展示（2020年3月20日～25日）
- ・ 福島県Jヴィレッジでの聖火の一般展示（2020年4月2日～7日）
- ・ 福島県での野球・ソフトボール競技、宮城県でのサッカー競技の開催決定

参考2

復興五輪に関する復興庁アンケートの結果について

1 実施時期及び実施対象

復興庁は、令和3年11月に岩手県、宮城県、福島県又は東京都にお住まいの方から4,000人（各都県1,000人（男女比は50%））の方を対象に復興五輪に関するウェブアンケートを実施。

2 各質問と主な回答結果の概要

【①復興五輪の認知状況】

「今回の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、「復興五輪」として、東日本大震災から発災10年が経過し、復興支援に対する感謝と被災地の復興しつつある姿や魅力を世界に伝える意義があったことを知っていましたか」の問いについては、

- ・知っている（65.7%）
- ・知らない（34.3%）

と回答があった。

【②知っている復興五輪の取組】

「東京大会期間中、実施された復興五輪の取組の中でご存じのものがあればお答えください（複数回答可）。」の問いについては、

- ・「Jヴィレッジからの聖火リレーのスタート」（42.2%）
- ・「ソフトボール、野球及びサッカーの開催及び日本代表の勝利」（41.9%）
- ・「選手村の食堂における被災地の食材の提供」（30.9%）
- ・「表彰式におけるビクトリーブーケへ被災地産の花きの使用」（28.1%）

という回答が多かった。いずれも知らないという回答は31.9%。

【③復興五輪の情報発信の取組への認知状況】

「東京大会期間中、実施された復興五輪の情報発信の取組の中でご存じのものがあればお答えください（複数回答可）」の問いについては、

- ・「JR主要駅等における交通広告を活用した被災地のPR」（13.2%）
- ・「選手村の食堂における被災地の食材をPRするためのポスターの掲示」（13.0%）
- ・「子ども復興五輪」の実施」（12.8%）

・「海外メディア向けの取材拠点（メインプレスセンター）における復興ブースの設置とスライドや動画の発信」（8.4%）

という回答が多かった。いずれも知らないという回答は70%。全体として若い世代（20代以下の方（特に男性））の認知度が高い傾向が見られた。

【④復興五輪としての達成度】

「今回の東京大会が東日本大震災の復興支援への感謝や被災地の復興しつつ

ある姿や魅力を世界に伝えることに寄与したと思いますか」の問いについては、

- ・「とてもそう思う」(6.7%)、「そう思う」(23.1%)を合計すると29.8%
- ・「どちらともいえない」(31.5%)
- ・「あまりそうは思わない」(19.3%)、「そう思わない」(19.5%)を合計すると38.8%と回答があった。

【⑤復興支援への感謝や被災地の姿や魅力の発信に寄与したと思わない理由】

「前問で、今回の東京大会が東日本大震災の復興支援への感謝や被災地の復興しつつある姿や魅力を世界に伝えることに寄与したと「思わない」と回答した方に聞きます。そのように考える理由をお答えください(複数回答可)。」の問いについては、

- ・「新型コロナウイルス感染症の影響で海外の人の被災地への来訪など人の移動を前提とした情報発信が困難となった」(59.0%)、
- ・「被災地の情報発信の取組が不十分だった」(55.8%)

と回答があった。

【⑥望ましい情報発信の取組】

「実際に実施された情報発信の取組以外に、どのような取組があれば望ましかったと考えますか。具体的にお答えください」の問いについては、

- ・被災地の復興を前面に出すなら競技会場の被災地実施競技をもっと増やすべきだった。
- ・メディアでもっと取り上げるべき。
- ・駅でのPR。
- ・東北復興のPRは見たことがないので、もっと報道特集を組んで実施すべきだった。
- ・全国紙での広告
- ・発信自体は上記のような取組を評価すべきだが、あの時の時勢では取組をアピールすること自体が難しかったと思う。東北の自然や地元の特産品などをメディアを使って配信したりネット配信したり出来れば結果は違っていただかもしれない。
- ・被災地の実情はポスターとかでは伝わらないため、オンラインでのやり取りなど、実際に伝える機会があればよいと思う。
- ・もっと海外などに復興五輪のアピールをしてもらいたかった。
- ・復興の状況を参加者に直に見てもらうイベントの開催

といった回答が寄せられた。

【⑦東京大会で最もよかったと考えられること】

「今回の東京大会で最もよかったと考えられることは何ですか」の問いについては、

- ・「被災地における競技開催により、被災地に世界の注目が集まり、野球・ソフトボールでの金メダル獲得をはじめ、選手の活躍により被災地にも希望や感動を与えたこと」(20.7%)
- ・「被災地が復興した姿を見てもらう機会として聖火リレーが行われたこと」

(11.3%)

・「福島県産食材へのデリシャス(おいしい)発言により、風評払拭につながるプラスの効果をもたらされたこと」(8.5%)

・「選手村関連施設等において、被災地の食材や花き等が活用されるなど、選手関係者を通じて世界に被災地の魅力が発信されたこと」(5.4%)

等の回答があった。なお、「特によかったと考えられる点はなかった」との回答は39.6%だった。

【⑧残された復興に関するレガシー】

「今回の東京大会によって残された復興に関するレガシー(有形・無形の物理的・精神的遺産をいいます。)に該当すると考えられるものをお答えください(複数回答可。)」の問いについては、

・「野球・ソフトボールでは、被災地開催の試合で日本が勝利し、金メダルを獲得にもつながるなど、被災地の競技場が、勝利を想起させる場、或いは勝利に向けた験担ぎの場とみなす人も現れるようになったこと」(17.4%)

・「被災地での野球、ソフトボール及びサッカーの競技開催に向けて競技場が改修・整備され、東京大会以後も、競技場として活用されていること」(16.2%)

・「被災地復興のシンボルの一つである福島県のJヴィレッジからオリンピックの聖火リレーがスタートし、被災地でも実施されたことで、参加し、又は様子を見守った人々の記憶に残ったこと」(15.2%)

・「東京大会の期間中のソフトボールの米国・豪州監督による福島県産桃に対するデリシャス(おいしい)発言により、福島の桃の品質に対する高い評価が国内外に発信され、風評払拭に繋がったこと」(15.0%)

等の回答があった。なお、「東京大会により残された復興に関するレガシーに該当するものはない」との回答は40.1%だった。

参考3

被災地地方公共団体の主な御意見

1 実施時期及び実施対象

復興庁は、令和3年11月に岩手県、宮城県及び福島県とその管下自治体であって、子ども復興五輪会場となった自治体や復興ありがとうホストタウンを中心とした全10自治体において、復興五輪に係る意見交換を実施。

2. 主な御意見

①岩手県

・世界的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、岩手県でも当初計画していた事業の多くが中止や内容の見直しを余儀なくされた。

そうした中、東日本大震災津波から10年となる2021年3月11日の14時46分、東北の中心に位置するとされる世界遺産中尊寺で聖火を灯すとともに、聖火リレーが行われない5町村での聖火展示を行った。

6月のオリンピック聖火リレーでは、震災前と変わらない海、山を背景に、復興で新しくできた道路を、希望、そして鎮魂の光でもある聖火が巡り、先の聖火巡回展示を含め、聖火が県内全市町村を照らし、東日本大震災津波の際に世界中からいただいた支援への御礼と復興の今の姿を全世界へ発信した。8月のパラリンピック聖火フェスティバルでは、共生社会の実現と復興支援への感謝の気持ちを込めたパラリンピック聖火を採火し、東京へ送り出した。

また、県内小学生・特別支援学校生を対象として、パラリンピック競技体験や聖火リレートーチの展示などをする復興五輪出前スクールを開催し、スポーツへの関心の向上を図った。

・東京2020大会においては、ビクトリーブーケへの県産りんどうの活用や、県産食材・木材等の活用により、本県の魅力を発信できた。

一方でホストタウンの交流事業は中止や大幅な変更、縮小が相次ぎ、計画していた交流ができなかった。

・令和4年2月には、オリンピック・パラリンピアンを招聘し、大会を振り返る「復興五輪」いわて感謝祭を開催予定。

また、2016年の岩手国体や全国障害者スポーツ大会、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催のボランティアとの協働の実績を聖火リレーに活かすことができたことから、これを大会レガシーとして、令和4年度以降の冬季国体や日本スポーツマスターズ2020等の大規模スポーツイベントでの取組に繋げていく。

併せて、事前キャンプで利用された県内スポーツ施設のPRを強化・充実させ大会・合宿の誘致やホストタウン交流で深まった海外との絆を、人的・経済的交流に発展させていく。

復興五輪出前スクールは、教育委員会にノウハウ等を継承し、引き続き実施して

いく。

②宮城県

・国内外から多数の方が来訪する機会を利用して、復興した県の姿を見てもらおうと思っていたが、コロナもあって当初予定した取組が出来なかったことは結果として残念だった。

・聖火リレーや復興の感謝を伝えるホストタウン事業に取り組む市町へのバックアップに注力した。交流を続けていくことが重要。また、これまで培われてきたスポーツボランティアを、今回の大会を通じて若い世代にも経験してもらおうと考えていた。県主催の都市ボランティア向けイベントにおいて、ボランティアマッチングの取組を行った。

③福島県

・復興五輪として、被災地に目を向けるテーマを設定してくれたことには、感謝するものの、コロナの影響もあって中止や規模縮小となった取組が多くあり、当初予定していた取組を十分に実施できなかった。そうした中で、聖火リレーのJヴィレッジからのグランドスタート、県営あづま球場での野球・ソフトボールの競技の開催と同競技の金メダルの獲得や、本県ゆかりの選手の活躍は人々の勇気や希望に繋がったほか、食材、花き、水素、木材等の県産品の活用や、県産桃の代表監督や選手による SNS の発信は風評払拭に良い効果をもたらした。

・大会を踏まえた成果と今後取り組んでいくべきレガシーとして、復興の姿や感謝の継続的な国内外の発信、駐日大使等の本県視察ツアー等の実施、オンラインやメディアを活用した発信を行い、風評の払拭、風化の防止、アフターコロナの誘客、諸外国の輸入規制の撤廃等の復興のさらなる加速化に繋げていきたい。大会期間中にできなかった不完全燃焼をリベンジしていく意識で取組を進めていきたい。

・また、2000 人弱の登録のあるボランティアの活動機会を増やし、オリンピックとの交流、各種スポーツイベントの開催による競技力の向上、ホストタウンとの交流の促進を図っていきたい。

・さらに、今回の競技開催に向けた施設整備や競技開催をレガシーとし、銘板や記念碑を設置していく。今後、県営あづま球場に記念碑や銘板を 12 月に設置するほか、野球の装備品の展示も行う予定。Jヴィレッジには聖火リレーの展示コーナーを設け、パラリンピアンとのスポーツ交流を企画していく予定。11 月 7 日、8 日の日本ソフトボール決勝トーナメントでは、あづま球場に復興 PR ブースを設置するとともに、都市ボランティアの方にも活動いただいた。

④釜石市

・子どもラグビー復興五輪の取組は、コロナの影響で参加チームが限定され、想定した規模での開催が出来なかった点は残念だったが、子どもたちが主役となって実施できたところは良かった。

・これまでも市として、防災教育と絡めたラグビーのスポーツイベントも開催はしてき

ているが、今回復興五輪として復興庁等の関係機関と取組を協力して実施できたことがレガシーにつながると思う。

⑤山田町

・長年交流のあるオランダとの復興ありがとうホストタウンの取組により、多くの文化交流、食文化イベントを開催できた。直接交流ができずオンラインでの交流を余儀なくされたことは残念だったが、これまでの繋がりをもとに交流を実施し、町の観光や食材など資源のPRにつながった。

・町民のスポーツ意識も選手とふれあう機会もあり、意識が向上した。直接交流を深めて本町への来訪を促したい。

⑥利府町

・コロナの影響もあり、当初計画していた取組は出来ずじまいだったが、会場最寄り駅である利府駅から競技会場までを歩く町独自のウォークラリーイベントを開催し、復興を思い起こしてもらおうよう復興芝生の展示や世界中からいただいた復興支援に対する感謝を伝えるメッセージボードを設置することで、一定の発信ができた。有観客開催は、地元住民や観戦された方々にとって大きな財産となり、スポーツを通しての勇気や希望を感じ取られていたようであり、ボランティアも世界規模の大会に携わることで、復興支援への感謝の思いを体現する絶好の機会になったものと思われる。

・震災を人々の意識から風化させないための取組が今後も継続的に必要であり、そうした取組が災害への備えにもつながっていくと考える。今後、町では記念銘板の設置や、復興芝生の活用を含めた大会レガシーとなるイベント等の実施を検討していきたい。

⑦加美町

・震災を契機に交流関係を結んだホストタウンだが、この五輪での事前合宿受入において相手国との友好関係を一層深めることに寄与した。本町と同様にチリの選手団を受け入れた自治体とは、イベントを共催するなど緊密に連携することができ、東京大会を機に横の関係が構築できた。

・改修したばかりの陸上競技場は、練習環境としての質が高かったと好評だった。宿舎も完全バリアフリー化を実現しており、実際に選手から高い評価を得た。

・町内の取組でのアンケートにおいても事前合宿をはじめとした五輪の取組は町民に一定の理解があったものと認識しており、一過性の事業として終わらせることなく、今後の展開につなげたいと考えている。

⑧石巻市

・約4年半にわたって日本スポーツ振興センターよりお借りした旧国立競技場の炬火台を活用したイベントや聖火リレーなどの実施により、復興状況を国内外に発信できた。

・チュニジアを相手国とした復興ありがとうホストタウンの取組では、事前合宿を受け入れたほか、コロナ禍においては、石巻市のPRや復興支援に対する感謝のメッセージ

を内容とした DVD を相手国関係者に送付するなど、交流を推進する機会となるとともに、復興状況などの発信につながった。

・オリンピック・パラリンピック関連の取組により生じたレガシーを通じて、今後はスポーツ振興などを発信できればと考えている。

⑨福島市

・東日本大震災時に世界中からいただいた復興支援への感謝や復興に向け歩む本市の姿の発信、大会に関連する来訪者へのおもてなしなど、復興五輪を具現化するため準備していたものの多くが、新型コロナの影響を受け、実現できずに大変残念であった。

・しかしながら、震災から 10 年の節目の年に福島市で五輪が開催されたことを大きな財産として、共生社会の実現やスポーツの街づくりなどに取り組み、東京 2020 大会を契機に、世界から支援をいただいた街から世界にエールを送れる街づくりを進めていきたい。

⑩南相馬市

・大震災、津波、原子力災害、コロナの 4 重苦の中で、復興ありがとうホストタウンとして、復興支援への感謝を伝える取組を積極的に行ってきたほか、聖火リレーやセレブレーションイベントを通じて市民を元気づけてきた。復興支援への感謝や復興状況の発信、伝統文化の PR、被災された市民を元気づけるようオンラインでの交流を進めてきたが、誘客や特産品 PR、海外から訪日した外国人に被災地の復興状況を直に見ていただくホープツーリズム、風評被害払拭の取組は出来なかったため、コロナ禍が落ち着いた頃には、他のホストタウン自治体とタッグを組んで実施できればと思う。

・今後とも、ホストタウンの取組については、交流相手国と当市の友好と連帯を深める交流を継続し、自分たちに出来る恩返しに取り組みなど絆を大事に交流していく。併せて民間同士の交流も発展させていきたい。

参考4

ホストタウン
(地方公共団体数 533)

| 都道府県 | 登録団体名 | 相手国・地域 |
|------|--------------|------------|
| 北海道 | 札幌市 | ウクライナ、カナダ |
| | 函館市 | カナダ |
| | 釧路市 | ベトナム |
| | 帯広市・音更町 | アルゼンチン |
| | 北見市 | エクアドル |
| | 網走市 | オーストラリア、韓国 |
| | 士別市 | 台湾 |
| | 名寄市 | 台湾 |
| | 根室市 | ロシア |
| | 滝川市 | アルゼンチン |
| | 登別市 | デンマーク |
| | 恵庭市 | グアテマラ |
| | 江差町 | 米国 |
| | 黒松内町 | スリナム |
| | 東川町 | ラトビア |
| | 遠軽町 | アイルランド |
| | 壮瞥町 | フィンランド |
| | むかわ町・安平町・厚真町 | リトアニア |
| 日高町 | ウズベキスタン | |
| 青森県 | 青森市 | タジキスタン |
| | 弘前市 | 台湾、ブラジル |
| | 三沢市 | カナダ |
| | 今別町 | モンゴル |
| | 西目屋村 | イタリア |
| 岩手県 | 盛岡市 | マリ |
| | 盛岡市・紫波町 | カナダ |
| | 宮古市 | ナミビア |
| | 遠野市 | ブラジル |
| | 八幡平市 | ルワンダ |
| | 岩手町 | アイルランド |
| | 西和賀町 | コートジボワール |
| | 一戸町 | パラグアイ |
| 宮城県 | 仙台市 | イタリア |

| | | |
|-----|-----------------|-----------------|
| | 仙台市・多賀城市 | キューバ |
| | 白石市・柴田町 | ベラルーシ |
| | 登米市 | ポーランド |
| | 蔵王町 | パラオ |
| | 丸森町 | ザンビア |
| 秋田県 | 秋田県・大館市・仙北市・美郷町 | タイ |
| | 秋田市・秋田県 | フィジー |
| | 能代市 | ヨルダン |
| | 横手市・秋田県 | インドネシア |
| | 鹿角市 | ハンガリー |
| | にかほ市 | リベリア |
| | 大潟村・秋田県 | デンマーク |
| 山形県 | 山形市 | サモア、台湾、タイ |
| | 米沢市 | 香港 |
| | 鶴岡市 | ドイツ |
| | 鶴岡市・西川町 | モルドバ |
| | 酒田市 | ニュージーランド |
| | 新庄市 | 台湾 |
| | 寒河江市・山形県 | 韓国 |
| | 上山市 | ポーランド |
| | 村山市 | ブルガリア |
| | 長井市 | タンザニア、リヒテンシュタイン |
| | 天童市・山形県 | トルクメニスタン |
| | 東根市 | ドイツ |
| | 南陽市 | バルバドス |
| | 白鷹町 | 中国 |
| 福島県 | 福島市 | スイス、ベトナム |
| | 会津若松市 | タイ |
| | 郡山市 | オランダ、ハンガリー |
| | いわき市 | サモア |
| | 二本松市 | デンマーク |
| | 田村市 | ネパール |
| | 大玉村 | ペルー |
| | 南会津町 | アルメニア |
| | 猪苗代町 | ガーナ |
| 茨城県 | 茨城県 | ベルギー |
| | 茨城県・鉾田市 | ベトナム |
| | 日立市 | ロシア |

| | | |
|-----|------------------------------|--------------------------------------|
| | 結城市 | カザフスタン |
| | 古河市 | 米国 |
| | 龍ヶ崎市 | キューバ、タイ、グアム、フィジー、バヌアツ、米国 |
| | 下妻市 | ブルンジ |
| | 笠間市 | タイ、エチオピア、台湾、米国、フランス |
| | つくば市 | スイス |
| | 潮来市 | 台湾、スウェーデン、ベルギー、フィンランド、 ナミビア、ノルウェー |
| | 守谷市 | ニジェール |
| | 常陸大宮市 | パラオ |
| | 坂東市 | リトアニア |
| | 稲敷市 | オーストラリア |
| | 桜川市 | ブルガリア、モンゴル |
| | 行方市 | モンゴル |
| | 神栖市 | チュニジア |
| | 城里町 | モンゴル |
| | 境町 | アルゼンチン |
| 栃木県 | 栃木県・足利市・栃木市・小山市・ 矢板市・さくら市 | ハンガリー |
| | 小山市 | ナイジェリア |
| | 那須塩原市 | オーストリア |
| | 下野市 | キプロス |
| | 高根沢町 | レソト |
| 群馬県 | 前橋市 | ハンガリー、スリランカ、コロンビア、ベラルーシ、 南スーダン |
| | 高崎市 | ポーランド、ウズベキスタン |
| | 太田市 | オーストラリア、マラウイ |
| | 沼田市 | ドイツ |
| | 渋川市 | ニュージーランド、モーリタニア |
| | 富岡市 | フランス、ミクロネシア |
| | みどり市 | 香港 |
| | 上野村 | ブータン |
| | 甘楽町 | ニカラグア |

| | | |
|-----|-------------|---------------|
| | 片品村 | ホンジュラス |
| | 川場村 | 米国 |
| | 邑楽町 | トンガ |
| 埼玉県 | 埼玉県・所沢市 | イタリア |
| | 埼玉県・加須市 | コロンビア |
| | 埼玉県・上尾市・伊奈町 | オーストラリア |
| | 埼玉県・新座市 | ブラジル |
| | さいたま市 | オランダ |
| | 川越市 | タイ |
| | 秩父市 | コロンビア |
| | 本庄市 | トルコ |
| | 東松山市 | キューバ |
| | 草加市 | コロンビア |
| | 戸田市 | オーストラリア |
| | 北本市 | アルジェリア |
| | 富士見市 | セルビア |
| | 三郷市 | ギリシャ |
| | 幸手市 | ベナン |
| | 鶴ヶ島市 | ミャンマー |
| | 吉川市 | マカオ |
| | 三芳町 | オランダ、マレーシア |
| | 横瀬町 | アンドラ |
| | 寄居町 | ブータン |
| 千葉県 | 千葉県 | オランダ |
| | 銚子市 | 台湾 |
| | 市川市 | ブルガリア |
| | 船橋市 | 米国 |
| | 館山市 | オランダ |
| | 木更津市 | ナイジェリア |
| | 松戸市 | ドミニカ共和国、ルーマニア |
| | 成田市 | アイルランド |
| | 佐倉市・成田市・印西市 | 米国 |
| | 佐倉市 | ボツワナ、ペルー |
| | 旭市 | ドイツ、ザンビア |
| | 柏市 | 英国 |
| | 市原市・君津市 | ニュージーランド |
| | 流山市 | オランダ |
| | 我孫子市 | スロベニア |

| | | |
|-------|----------------|--------------------|
| | 浦安市 | 英国、スロバキア、フランス、オランダ |
| | 白井市 | ブルキナファソ |
| | 山武市 | スリランカ |
| | いすみ市 | フランス |
| | 横芝光町 | ベリーズ |
| | 長柄町 | ロシア |
| 東京都 | 港区 | ジンバブエ |
| | 文京区 | ドイツ、パラリンピック難民選手団 |
| | 墨田区 | ボリビア |
| | 品川区 | コロンビア |
| | 目黒区 | ケニア |
| | 大田区 | ブラジル |
| | 世田谷区 | 米国 |
| | 杉並区 | イタリア、ウズベキスタン |
| | 豊島区 | バングラデシュ、セントルシア |
| | 北区 | ハンガリー |
| | 荒川区 | アルバ |
| | 板橋区 | イタリア |
| | 練馬区 | エクアドル、デンマーク |
| | 足立区 | オランダ |
| | 江戸川区 | オランダ |
| | 八王子市 | 米国、台湾 |
| | 立川市 | ベラルーシ |
| | 武蔵野市 | ルーマニア |
| | 三鷹市 | チリ |
| | 青梅市 | ドイツ |
| | 府中市 | オーストリア、オーストラリア |
| | 調布市 | サウジアラビア |
| | 町田市 | 南アフリカ、インドネシア |
| | 日野市 | ウクライナ |
| | 東村山市 | 中国 |
| | 多摩市 | アイスランド |
| | 国分寺市 | ベトナム |
| 武蔵村山市 | モンゴル | |
| 羽村市 | キルギス | |
| 西東京市 | オランダ | |
| 神奈川県 | 神奈川県・藤沢市 | ポルトガル、エルサルバドル、エジプト |
| | 神奈川県・小田原市・大磯町・ | エリトリア、ブータン、ミャンマー |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| | 箱根町 | |
| | 横浜市 | 英国、チュニジア、イスラエル、ベナン、ボツワナ、コートジボワール、モロッコ、ブルガリア、アルジェリア |
| | 川崎市 | 英国 |
| | 相模原市 | ブラジル、カナダ |
| | 横須賀市 | イスラエル |
| | 平塚市・神奈川県 | リトアニア |
| | 鎌倉市 | フランス |
| | 小田原市 | モルディブ、オーストラリア |
| | 茅ヶ崎市 | 北マケドニア |
| | 逗子市 | スペイン |
| | 厚木市 | ニュージーランド |
| | 葉山町 | 英国 |
| 新潟県 | 新潟県・新潟市・長岡市・燕市・五泉市・弥彦村 | モンゴル |
| | 新潟市 | フランス、ロシア |
| | 長岡市・新潟県 | オーストラリア |
| | 三条市 | コソボ共和国 |
| | 柏崎市 | モンテネグロ、セルビア |
| | 小千谷市 | 米領バージン諸島 |
| | 加茂市 | ロシア |
| | 十日町市 | クロアチア |
| | 妙高市 | スロベニア |
| | 上越市 | ドイツ |
| | 魚沼市 | ケイマン諸島 |
| 富山県 | 高岡市 | ポーランド |
| | 黒部市 | インド |
| 石川県 | 石川県・小松市 | ニュージーランド、ブラジル、英国、フランス、カナダ、モザンビーク、ノルウェー、スロベニア |
| | 石川県・志賀町 | アゼルバイジャン、ジョージア |
| | 石川県・穴水町 | ロシア |
| | 金沢市 | フランス、ロシア |
| | 加賀市 | ポルトガル、台湾 |
| | 志賀町 | アルバニア |

| | | |
|-----|-------------------------------|------------|
| 福井県 | 福井市 | スロベニア |
| | 敦賀市 | ポーランド |
| | 大野市 | 東ティモール |
| | 鯖江市 | 中国 |
| | 越前町 | カナダ |
| 山梨県 | 甲府市 | フランス |
| | 富士吉田市 | 米国 |
| | 富士吉田市・山梨県 | フランス |
| | 山梨市 | ドイツ、キルギス |
| | 大月市 | ネパール |
| | 韮崎市 | チェコ |
| | 北杜市 | フランス |
| | 笛吹市 | タイ |
| | 甲州市 | フランス |
| | 都留市 | フランス |
| | 西桂町 | フランス |
| | 忍野村 | フランス |
| | 山中湖村 | フランス |
| | 富士河口湖町・鳴沢村 | フランス |
| | 小菅村 | パレスチナ |
| 長野県 | 長野県・長野市・上田市・須坂市・飯山市・下諏訪町・山ノ内町 | 中国 |
| | 長野市 | デンマーク |
| | 岡谷市 | カナダ |
| | 伊那市 | 東ティモール |
| | 駒ヶ根市 | ベネズエラ、ネパール |
| | 佐久市 | エストニア |
| | 千曲市 | ハンガリー |
| | 東御市 | モルドバ |
| | 安曇野市 | オーストリア |
| | 立科町 | ウガンダ |
| | 松川町 | コスタリカ |
| 岐阜県 | 岐阜県・高山市・下呂市 | 英国、フランス、米国 |
| | 岐阜市 | スロバキア |
| | 岐阜市・岐阜県 | カナダ |
| | 岐阜市・関市 | コートジボワール |
| | 中津川市 | 米国 |
| | 羽島市 | スリランカ |

| | | |
|-----|----------|---------------------|
| | 恵那市 | ポーランド |
| | 各務原市・岐阜県 | オランダ |
| | 郡上市 | コロンビア、マダガスカル |
| | 八百津町 | イスラエル |
| 静岡県 | 静岡市 | スペイン、台湾、モーリシャス、フランス |
| | 浜松市 | ブラジル |
| | 沼津市 | カナダ |
| | 熱海市 | ブルネイ・ダルサラーム |
| | 三島市 | 米国 |
| | 富士宮市 | スペイン |
| | 島田市 | モンゴル、シンガポール |
| | 富士市 | スイス、ラトビア |
| | 焼津市 | モンゴル |
| | 掛川市 | 台湾、モーリシャス |
| | 藤枝市 | イタリア |
| | 御殿場市 | 台湾、韓国、イタリア |
| | 袋井市 | アイルランド |
| | 下田市 | 米国 |
| | 菊川市 | パーレーン |
| | 伊豆の国市 | モンゴル |
| | 牧之原市 | 中国、米国 |
| 小山町 | 台湾 | |
| 愛知県 | 名古屋市 | フランス、カナダ、ウズベキスタン |
| | 豊橋市 | ドイツ、リトアニア |
| | 岡崎市 | 中国、モンゴル |
| | 一宮市 | 米国 |
| | 半田市 | 中国 |
| | 刈谷市 | カナダ |
| | 豊田市 | 英国 |
| | 安城市 | カナダ |
| | 稲沢市 | ギリシャ |
| | 美浜町 | シンガポール |
| | 幸田町 | ハイチ |
| 三重県 | 三重県・津市 | カナダ |
| | 三重県・鈴鹿市 | カナダ、英国 |
| | 四日市市 | カナダ |
| | 伊勢市 | ラオス |
| | 熊野市 | 台湾 |

| | | | |
|---------|---------|---|-----------|
| | 志摩市 | スペイン | |
| 滋賀県 | 滋賀県・大津市 | デンマーク、ニュージーランド | |
| | 滋賀県・彦根市 | スペイン | |
| | 滋賀県・甲賀市 | シンガポール | |
| | 守山市・滋賀県 | トルコ | |
| | 米原市・滋賀県 | ニュージーランド | |
| 京都府 | 舞鶴市 | ウズベキスタン | |
| | 亀岡市 | オーストリア | |
| | 京丹後市 | 韓国、オーストラリア、スペイン、ポルトガル | |
| | 大山崎町 | スイス | |
| | 京丹波町 | ニュージーランド | |
| 大阪府 | 大阪市 | オーストラリア | |
| | 堺市 | アルゼンチン | |
| | 池田市 | ロシア、フランス | |
| | 高槻市 | オーストラリア | |
| | 貝塚市 | 台湾 | |
| | 守口市 | ガンビア | |
| | 茨木市 | オーストラリア、イタリア | |
| | 泉佐野市 | ウガンダ、モンゴル | |
| | 大東市 | コロンビア | |
| | 和泉市 | セネガル | |
| | 箕面市 | ニュージーランド | |
| | 兵庫県 | 兵庫県・姫路市 | フランス |
| 兵庫県・尼崎市 | | ベラルーシ、ギリシャ、ウクライナ | |
| 兵庫県・三木市 | | フランス | |
| 神戸市 | | 英国、オーストラリア、クロアチア、カナダ、 ネパール、ニュージーランド、フランス | |
| 明石市 | | 韓国、台湾 | |
| 豊岡市 | | フランス、ドイツ、スイス | |
| 加古川市 | | ブラジル、ツバル | |
| 西脇市 | | オーストラリア | |
| 三木市 | | ネパール | |
| 丹波篠山市 | | バハマ、プエルトリコ、台湾 | |
| 香美町 | | フランス | |
| 奈良県 | | 奈良市・奈良県 | オーストラリア |
| | | 大和郡山市・奈良県 | シンガポール、香港 |

| | | |
|------|--|-------------------|
| | 天理市・奈良県 | フランス、エジプト |
| | 橿原市・奈良県 | カザフスタン、ウクライナ |
| | 川西町 | プエルトリコ |
| | 田原本町 | グアテマラ |
| 和歌山県 | 和歌山県・和歌山市 | オーストラリア、カナダ |
| | 和歌山県・那智勝浦町・串本町 | トルコ |
| 鳥取県 | 鳥取県・鳥取市 | ジャマイカ |
| 島根県 | 松江市 | アイルランド |
| | 益田市 | アイルランド |
| | 奥出雲町 | インド |
| | 邑南町 | フィンランド |
| | 海士町・隠岐の島町・西ノ島町・知夫村 | ミクロネシア |
| 岡山県 | 岡山市 | ブルガリア、台湾 |
| | 倉敷市 | ニュージーランド |
| | 津山市 | モナコ |
| | 総社市 | ギニア・ビサウ |
| | 赤磐市 | ニュージーランド、カナダ |
| | 真庭市 | ドイツ |
| | 美作市 | ベトナム、米国 |
| | 矢掛町 | イタリア |
| 広島県 | 広島県ほか 県内 23 市町 (※) | メキシコ |
| | ※広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・府中市・三次市・庄原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町・世羅町・神石高原町 | |
| | 広島市 | オーストラリア、キューバ、ベルギー |
| | 福山市・尾道市・府中市・神石高原町 | パラグアイ |
| | 江田島市 | ギリシャ |
| | 北広島町 | ドミニカ共和国 |
| | 山口県 | 山口県・山口市・宇部市 |
| 宇部市 | マダガスカル | |
| 下関市 | トルコ | |
| 萩市 | 英国 | |
| 防府市 | セルビア | |
| 下松市 | ベトナム | |

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| | 岩国市 | 米国 |
| | 長門市 | トンガ、ブラジル |
| 徳島県 | 徳島県・徳島市 | カンボジア、ネパール |
| | 徳島県・鳴門市 | ジョージア |
| | 徳島県・鳴門市・那賀町 | ドイツ |
| 香川県 | 香川県・丸亀市・坂出市 | ブラジル、デンマーク、エストニア、フィンランド、 ノルウェー、カナダ、ハンガリー、クロアチア |
| | 高松市 | 台湾 |
| | 東かがわ市 | 香港 |
| | 三豊市・琴平町 | ベルギー |
| | 土庄町 | マルタ |
| 愛媛県 | 愛媛県・松山市 | 台湾 |
| | 愛媛県・松山市・新居浜市・伊予市 | モザンビーク |
| | 愛媛県・松山市・砥部町 | マレーシア |
| | 新居浜市・愛媛県 | サウジアラビア |
| | 西条市・愛媛県 | オーストリア |
| | 今治市・愛媛県 | パナマ |
| | 松野町・愛媛県 | 英領バージン諸島 |
| | 伊方町・愛媛県 | バミューダ |
| 高知県 | 高知県 | キルギス |
| | 高知県・高知市 | トンガ |
| | 高知県・高知市・南国市 | シンガポール |
| | 高知県・高知市・須崎市 | チェコ |
| | 高知県・須崎市 | オーストラリア |
| | 高知県・宿毛市 | オランダ |
| | 土佐町・本山町・須崎市・高知県 | ハンガリー |
| | 中土佐町・高知県 | トリニダード・トバゴ |
| 福岡県 | 福岡県・福岡市 | スウェーデン、ノルウェー |
| | 福岡県・久留米市 | ケニア、カザフスタン |
| | 福岡県・柳川市・みやま市・ みやこ町・築上町 | 米領サモア、パラオ、クック諸島、 パプアニューギニア、ミクロネシア、サモア、 フィジー、ソロモン諸島、グアム、トンガ、 キリバス、ツバル、マーシャル諸島、バヌアツ、ナウル |

| | | |
|-----|---|-------------------------------------|
| | 北九州市 | タイ、コロンビア、英国、ドイツ |
| | 大牟田市 | ジョージア、アフガニスタン |
| | 飯塚市 | 南アフリカ |
| | 田川市 | ドイツ、ペラルーシ |
| | 大川市 | ペルー |
| | 宗像市 | ブルガリア、ロシア |
| | 福津市・古賀市 | ルーマニア |
| 佐賀県 | 佐賀県 | タイ、フィンランド |
| | 佐賀県・佐賀市・嬉野市 | オランダ、フィジー、ニュージーランド |
| | 佐賀市 | フィンランド |
| | 唐津市 | セルビア |
| 長崎県 | 長崎県・長崎市 | ラオス |
| | 長崎県・長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・壱岐市・雲仙市・南島原市・川棚町 | ベトナム |
| | 長崎県・長崎市・大村市 | ポルトガル |
| | 長崎県・佐世保市・島原市 | スペイン |
| | 長崎県・島原市 | ドイツ |
| | 長崎県・諫早市 | フィリピン |
| | | |
| 熊本県 | 熊本県 | インドネシア |
| | 熊本市 | ドイツ |
| | 八代市 | 台湾 |
| | 玉名市 | アンゴラ |
| 大分県 | 大分県 | ニュージーランド |
| | 大分県・大分市 | ポルトガル、ロシア、イタリア、米国、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ |
| | 大分県・大分市・別府市 | フィジー |
| | 大分県・中津市 | マレーシア |
| | 大分市 | スイス、ウルグアイ |
| | 別府市 | ニュージーランド、ラオス、チェコ |
| | 佐伯市 | ベトナム |
| | 宇佐市 | モンゴル |
| 宮崎県 | 宮崎県・宮崎市・延岡市・小林市 | ドイツ |
| | 宮崎県・宮崎市 | 英国、カナダ |
| | 宮崎県・宮崎市・日南市・西都市 | イタリア |
| | 都城市 | モンゴル |
| | 延岡市 | ミャンマー |

| | | |
|------|-------|---------------------|
| | 日向市 | 米国、トーゴ |
| | 綾町 | セーシェル |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 南アフリカ |
| | 鹿屋市 | スロベニア、タイ |
| | 西之表市 | ポルトガル |
| | 薩摩川内市 | 中国、アルゼンチン |
| | 大崎町 | 台湾、トリニダード・トバゴ |
| | 龍郷町 | 台湾 |
| | 三島村 | ギニア |
| | 徳之島町 | セントビンセント及びグレナディーン諸島 |
| | 天城町 | セントクリストファー・ネービス |
| | 伊仙町 | ボスニアヘルツェゴビナ |
| | 和泊町 | ドミニカ国 |
| | 知名町 | グレナダ |
| | 与論町 | アンティグア・バーブーダ |
| 沖縄県 | 石垣市 | サンマリノ、ルクセンブルク |
| | 沖縄市 | ニュージーランド |
| | 豊見城市 | ハンガリー |
| | 宮古島市 | オーストラリア |
| | 北中城村 | サントメ・プリンシペ |
| | 中城村 | カーボベルデ |
| | 八重瀬町 | ソロモン諸島 |
| | 竹富町 | サンマリノ |

(地方公共団体数 504)

【復興ありがとうホストタウン】

| 都道府県 | 登録団体名 | 相手国・地域 |
|------|-------|-----------|
| 岩手県 | 宮古市 | シンガポール |
| | 大船渡市 | 米国 |
| | 花巻市 | 米国、オーストリア |
| | 北上市 | セルビア |
| | 久慈市 | リトアニア |
| | 遠野市 | ブラジル |
| | 陸前高田市 | シンガポール |
| | 釜石市 | オーストラリア |
| | 二戸市 | ガボン |
| | 雫石町 | ドイツ |
| | 矢巾町 | オーストリア |

| | | |
|-----|-------------|--------------|
| | 大槌町 | 台湾、サウジアラビア |
| | 山田町 | オランダ |
| | 野田村 | 台湾 |
| 宮城県 | 仙台市 | イタリア |
| | 石巻市 | チュニジア |
| | 気仙沼市 | インドネシア |
| | 名取市 | カナダ |
| | 岩沼市 | 南アフリカ |
| | 東松島市 | デンマーク |
| | 亘理町 | イスラエル |
| | 加美町 | チリ |
| 福島県 | 白河市 | カタール |
| | 喜多方市 | 米国 |
| | 二本松市 | クウェート |
| | 南相馬市 | ジブチ、台湾、米国、韓国 |
| | 伊達市 | ガイアナ |
| | 本宮市 | 英国 |
| | 北塩原村 | 台湾 |
| | 広野町 | インドネシア |
| | 檜葉町 | ギリシャ |
| | 檜葉町・広野町・川俣町 | アルゼンチン |
| | 飯舘村 | ラオス |

(地方公共団体数 33)

【共生社会ホストタウン】※下線は先導的共生社会ホストタウン

| 都道府県 | 登録団体名 | 相手国・地域 |
|------|------------|-----------|
| 北海道 | 札幌市 | ウクライナ、カナダ |
| | 釧路市 | ベトナム |
| | 滝川市 | アルゼンチン |
| | 登別市 | デンマーク |
| | 江差町 | 米国 |
| 青森県 | 弘前市 | ブラジル |
| | <u>三沢市</u> | カナダ |
| 岩手県 | <u>遠野市</u> | ブラジル |
| | 陸前高田市 | シンガポール |
| | 一戸町 | パラグアイ |
| 宮城県 | 仙台市 | イタリア |
| | 登米市 | ポーランド |

| | | |
|------|-----------|------------------|
| | 加美町 | チリ |
| 秋田県 | 能代市 | ヨルダン |
| | 大館市 | タイ |
| | 仙北市 | タイ |
| 山形県 | 鶴岡市 | ドイツ、モルドバ |
| | 酒田市 | ニュージーランド |
| | 村山市 | ブルガリア |
| | 東根市 | ドイツ |
| 福島県 | 福島市 | スイス |
| | 猪苗代町 | ガーナ |
| 茨城県 | 潮来市 | スウェーデン |
| 栃木県 | 那須塩原市 | オーストリア |
| 群馬県 | 渋川市 | ニュージーランド |
| | 富岡市 | フランス |
| | みどり市 | 香港 |
| | 邑楽町 | トンガ |
| 埼玉県 | 本庄市 | トルコ |
| | 北本市 | アルジェリア |
| | 富士見市 | セルビア |
| | 三芳町 | マレーシア |
| 千葉県 | 成田市 | アイルランド |
| | 柏市 | 英国 |
| | 浦安市 | 英国 |
| 東京都 | 世田谷区 | 米国 |
| | 練馬区 | エクアドル |
| | 足立区 | オランダ |
| | 江戸川区 | オランダ |
| | 武蔵野市 | ルーマニア |
| | 三鷹市 | チリ |
| | 町田市 | インドネシア |
| | 国分寺市 | ベトナム |
| | 西東京市 | オランダ |
| 神奈川県 | 横浜市 | 英国 |
| | 川崎市 | 英国 |
| | 平塚市・神奈川県 | リトアニア |
| | 藤沢市・神奈川県 | ポルトガル |
| | 小田原市・神奈川県 | エリトリア、ブータン、ミャンマー |
| | 厚木市 | ニュージーランド |

| | | |
|-----|----------|------------------|
| | 大磯町・神奈川県 | エリトリア、ブータン、ミャンマー |
| | 箱根町・神奈川県 | エリトリア、ブータン、ミャンマー |
| 新潟県 | 長岡市 | オーストラリア |
| 石川県 | 金沢市 | フランス |
| | 小松市 | ブラジル、英国、フランス、カナダ |
| | 志賀町 | アゼルバイジャン |
| 福井県 | 福井市 | スロベニア |
| 山梨県 | 山梨市 | キルギス |
| | 富士河口湖町 | フランス |
| 岐阜県 | 岐阜市・岐阜県 | カナダ |
| | 岐阜市 | スロバキア |
| 静岡県 | 静岡市 | スペイン、モーリシャス |
| | 浜松市 | ブラジル |
| | 焼津市 | モンゴル |
| | 伊豆の国市 | モンゴル |
| 愛知県 | 名古屋市 | カナダ、ウズベキスタン |
| | 豊橋市 | リトアニア |
| 三重県 | 伊勢市 | ラオス |
| | 鈴鹿市 | 英国 |
| | 志摩市 | スペイン |
| 滋賀県 | 守山市 | トルコ |
| | 甲賀市 | シンガポール |
| 大阪府 | 池田市 | フランス |
| | 守口市 | ガンビア |
| | 大東市 | コロンビア |
| 兵庫県 | 神戸市 | オーストラリア、ネパール |
| | 明石市 | 台湾、韓国 |
| | 加古川市 | ブラジル |
| | 三木市 | ネパール、フランス |
| 奈良県 | 大和郡山市 | シンガポール |
| | 田原本町 | グアテマラ |
| 鳥取県 | 鳥取市・鳥取県 | ジャマイカ |
| 島根県 | 益田市 | アイルランド |
| | 邑南町 | フィンランド |
| 岡山県 | 岡山市 | 台湾 |
| | 真庭市 | ドイツ |
| 広島県 | 広島市 | メキシコ |
| | 府中市 | メキシコ |

| | | |
|------|---------|---|
| | 廿日市市 | メキシコ |
| 山口県 | 宇部市 | スペイン、マダガスカル |
| 徳島県 | 鳴門市・徳島県 | ジョージア |
| 香川県 | 高松市 | 台湾 |
| 愛媛県 | 松山市・愛媛県 | 台湾、モザンビーク |
| 福岡県 | 北九州市 | 英国、ドイツ |
| | 飯塚市 | 南アフリカ |
| | 田川市 | ドイツ、ベラルーシ |
| | 大川市 | ペルー |
| | 築上町 | パプアニューギニア、サモア、フィジー、 ソロモン諸島、トンガ、キリバス、バヌアツ |
| 長崎県 | 島原市 | ドイツ |
| 大分県 | 大分市 | スイス |
| | 別府市 | ラオス |
| | 中津市 | マレーシア |
| | 佐伯市 | ベトナム |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 英国、カナダ |
| 鹿児島県 | 龍郷町 | 台湾 |

(地方公共団体団体数 109 (うち先導的共生社会ホストタウン 15))

参考5

2020年東京大会を契機とした文化プログラムへの取組について

平成30年5月28日
内閣官房オリパラ事務局
文 化 庁
東 京 都
東京2020組織委員会

- 組織委員会、東京都、国が密接に連携しながら、2020年東京大会を契機とした文化プログラムに関する取組を展開し、我が国の幅広く多様な文化の魅力を世界に向けて発信する。
- これにより、我が国の文化芸術の振興・継承、文化を基軸とした国家ブランディング戦略の展開を図るとともに、インバウンド観光客のモノ消費からコト消費への関心の移行等も踏まえながら、文化を通じた地方創生の推進や共生社会の実現をはじめとする、2020年以降のレガシー構築を目指す。

1. 政府の取組

(1) 文化庁における取組

① 文化プログラムの全国展開

文化芸術と観光、産業を一体で捉えた文化事業を実施し、新たな価値の創出や、地方創生の推進、共生社会の実現を指向

その際、開催都市における文化事業については、東京都と事業の実施につき、これまで以上に密接に連携

また、東京2020 Nippon フェスティバルとも連携し、地域固有の伝統文化等に関する文化イベントを全国的に展開することなどについても検討

② 文化プログラムの発信（カルチャーカレンダー）

民間事業者を活用し、全国各地のイベント情報を、国内外の人々を対象に、ニーズに応じて分かりやすく発信する仕組みを構築し、観光庁と連携しつつ発信

(2) 内閣官房における取組

① 多様な主体による取組の促進（beyond2020プログラム）

地域性豊かで多様な文化を活かし、共生社会や国際化に配慮した事業を認証
ノンスポンサーを含めた幅広い団体の文化事業が対象

② 公共空間の活用促進（公共空間を活用したイベント相談窓口）

関係省庁・自治体等と調整・連携し、関連する規制制度の柔軟な運用を図りながら、公共空間におけるイベント実施を促進

2. 東京都の取組

(1) Tokyo Tokyo FESTIVAL

東京都が推進する文化プログラム全体を「Tokyo Tokyo FESTIVAL」と銘打ち、集大成となる文化事業を展開

- ・新たに展開する象徴的なプログラムの一つとして企画公募事業を実施
(夏頃公表予定)
- ・これまで実施してきた文化事業のさらなる展開
- ・民間等に対する助成事業の実施

3. 組織委員会の取組

(1) 東京 2020 参画プログラム

全国各地の多様なイベントを認証し、マークを付与

- ・公認プログラム：組織委員会、国、開催都市、会場関連自治体、
大会スポンサー等の事業
- ・応援プログラム：会場関連自治体以外の自治体、非営利団体の事業

(2) 東京 2020 Nippon フェスティバル

2020年4月頃～9月にかけて、国、地方自治体、文化団体等と連携し、東京 2020 参画プログラムの集大成となるプログラムを全国で実施（聖火リレーとの連携等）

組織委員会としても、期間中に4つの主催事業※を実施予定（7月頃概要公表）

- ※ ①キックオフ、②大会直前、③大会移行期、④全国展開

4. 推進体制

(1) 関係機関との連携

「文化を通じた機運醸成策に関する連絡・連携会議」（座長：平田オリパラ事務局長）を活用し、内閣官房・文化庁が主導して、東京都・組織委員会との調整を図りながら、関係府省庁を巻き込んだ文化プログラムを組成・実行

(2) 文化庁における体制強化

文化庁内に、2018年3月1日付で「新文化芸術創造活動推進室」を設置し、文化プログラムを強力的に推進

(3) 取組の一体的な推進

2018年4月に、内閣官房、文化庁、東京都、組織委員会で構成する「文化プログラム連絡会議」を設置し、それぞれの取組を一体的に推進

参考6

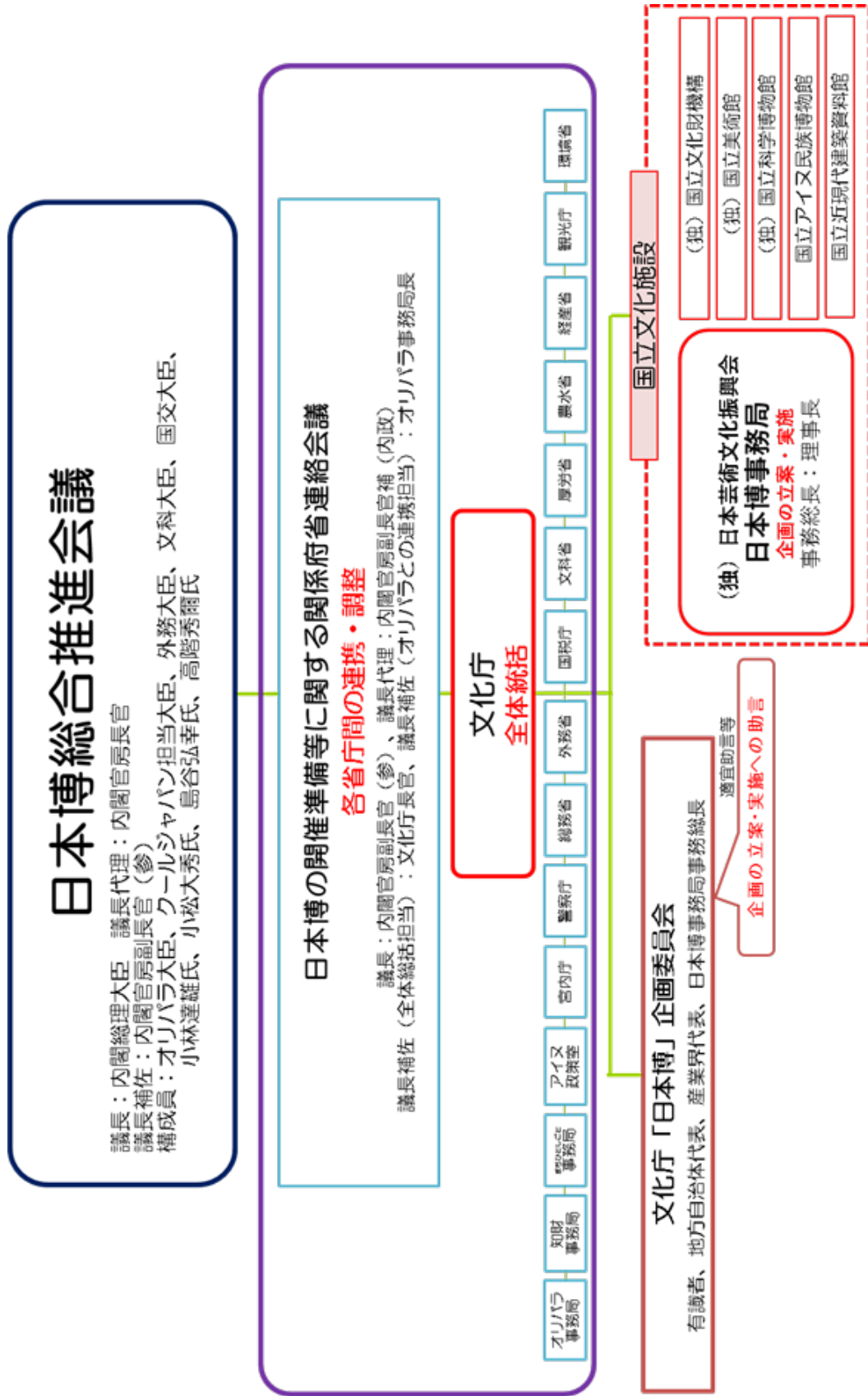
「beyond2020 プログラム」認証状況

- 「beyond2020 プログラム」は、日本文化の魅力を発信する事業・活動であって、多様性（バリアフリー等）又は国際性（多言語化等）に配慮した取組を認証。ノンスポンサー企業を含め幅広い団体が申請可能。
- 平成29年1月より認証を開始し、令和3年9月末時点で累計19,409件を認証。

【「beyond2020 プログラム」都道府県別認証状況】

| 都道府県名 | 件数 |
|-------|-------|
| 北海道 | 300 |
| 青森県 | 35 |
| 岩手県 | 71 |
| 宮城県 | 179 |
| 秋田県 | 126 |
| 山形県 | 395 |
| 福島県 | 58 |
| 茨城県 | 758 |
| 栃木県 | 255 |
| 群馬県 | 174 |
| 埼玉県 | 1,097 |
| 千葉県 | 448 |
| 東京都 | 1,624 |
| 神奈川県 | 1,118 |
| 新潟県 | 571 |
| 富山県 | 106 |
| 石川県 | 262 |
| 福井県 | 64 |
| 山梨県 | 317 |
| 長野県 | 56 |
| 岐阜県 | 303 |
| 静岡県 | 130 |
| 愛知県 | 776 |
| 三重県 | 69 |

| 都道府県名 | 件数 |
|-------|-------|
| 滋賀県 | 789 |
| 京都府 | 1,008 |
| 大阪府 | 189 |
| 兵庫県 | 268 |
| 奈良県 | 78 |
| 和歌山県 | 30 |
| 鳥取県 | 89 |
| 島根県 | 38 |
| 岡山県 | 959 |
| 広島県 | 96 |
| 山口県 | 272 |
| 徳島県 | 317 |
| 香川県 | 33 |
| 愛媛県 | 41 |
| 高知県 | 94 |
| 福岡県 | 583 |
| 佐賀県 | 57 |
| 長崎県 | 66 |
| 熊本県 | 102 |
| 大分県 | 133 |
| 宮崎県 | 421 |
| 鹿児島県 | 22 |
| 沖縄県 | 48 |



参考8

「GAP 食材を使ったおもてなしコンテスト」参加チーム（全 40 チーム）

| | |
|---|--|
| 1 釧路市×北海道士幌高等学校 | 23 志摩市×三重県立相可高等学校 |
| 2 士別市×北海道美幌高等学校 | 24 鳥取県×鳥取県立鳥取湖陵高等学校 |
| 3 弘前市×青森県立五所川原農林高等学校 | 25 鳥取県×鳥取県立農業大学校 |
| 4 盛岡市×岩手県立盛岡農業高等学校 | 26 徳島県×徳島県立城西高等学校神山校 ×徳島県立徳島商業高等学校 |
| 5 新庄市×山形県立農林大学校 | 27 三豊市×琴平町×香川県立笠田高等学校 |
| 6 福島市×福島県立福島明成高等学校 | 28 愛媛県×愛媛県立伊予農業高等学校 |
| 7 会津若松市×福島県立会津農林高等学校 | 29 愛媛県×愛媛県立大洲農業高等学校 |
| 8 郡山市×福島県立岩瀬農業高等学校 | 30 愛媛県×愛媛県立南宇和高等学校 |
| 9 二本松市×福島県立安達東高等学校 | 31 今治市×愛媛県立今治南高等学校 |
| 10 大玉村×福島県立小野町高等学校 | 32 西条市×愛媛県立西条農業高等学校 |
| 11 茨城県×茨城県立江戸崎総合高等学校 | 33 高知県×須崎市×高知県立農業大学校 |
| 12 栃木県×栃木市×栃木県立栃木農業高等学校 | 34 島原市×長崎県立島原農業高等学校 |
| 13 前橋市×群馬県立勢多農林高等学校 | 35 熊本県×熊本県立南稜高等学校 |
| 14 埼玉県×加須市×埼玉県立熊谷農業高等学校 | 36 大分県×大分県立久住高原農業高等学校 |
| 15 埼玉県×加須市×埼玉県立杉戸農業高等学校 | 37 宮崎県×延岡市×延岡学園高等学校 ×宮崎県立農業大学校 |
| 16 千曲市×岡谷市×長野県立富士見高等学校 | 38 宮崎県×日向市×宮崎県立高鍋農業高等学校 ×宮崎大学 |
| 17 岐阜県×岐阜県立岐阜農林高等学校 | 39 鹿屋市×学校法人前田学園 鹿屋中央高等学校 ×鹿児島県立鹿屋農業高等学校 |
| 18 伊豆の国市×静岡県立田方農業高等学校 | 40 沖縄県宮古島市×東京農業大学 |
| 19 三重県×三重県立四日市農芸高等学校 | |
| 20 三重県×鈴鹿市×三重県立明野高等学校 | |
| 21 津市×三重県×三重県立久居農林高等学校 ×三重県立伊賀白鳳高等学校 | |
| 22 伊勢市×三重県立明野高等学校 | |